

# 建設業許可申請の手引 (徳島県知事許可)

徳 島 県

(令和6年3月改訂)

# 目 次

## < 1 建設業許可の制度 >

1	建設業の許可	1
2	建設工事の種類	2
3	許可の区分	
(1)	知事許可と大臣許可	5
(2)	一般建設業と特定建設業	5
4	許可の要件・基準	6
5	許可の有効期間	12

## < 2 建設業許可の申請 >

1	申請区分と手数料	13
2	許可申請の手続	
(1)	提出先一覧	15
(2)	処理期間	15
(3)	許可通知書の交付	16
(4)	許可申請の取下げ	16
3	許可申請に必要な書類	
(1)	法定書類 A	17
(2)	法定書類 B	18
(3)	確認書類等	19
(4)	提出部数と綴り方	20
4	許可申請書類の記載例	
(1)	建設業許可申請書【様式第1号】	21
(2)	役員等の一覧表【別紙1】	22
(3)	営業所一覧表（新規許可等）【別紙2（1）】	23
(4)	営業所一覧表（更新）【別紙2（2）】	24
(5)	専任技術者一覧表【別紙4】	25
(6)	工事経歴書【様式第2号】	26
(7)	直前3年の各事業年度における工事施工金額【様式第3号】	27
(8)	使用人数【様式第4号】	28
(9)	誓約書【様式第6号】	29
(10)	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書【様式第7号】	30
(11)	常勤役員等の略歴書【別紙】	31
(12)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書【様式第7号の2】	32
(13)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書【別紙2】	34
(14)	健康保険等の加入状況【様式第7号の3】	35
(15)	専任技術者証明書（新規・変更）【様式第8号】	36
(16)	実務経歴証明書【様式第9号】	38
(17)	指導監督的実務経歴証明書【様式第10号】	40
(18)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表【様式第11号】	41
(19)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書【様式第12号】	41
(20)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書【様式第13号】	42
(21)	株主（出資者）調書【様式第14号】	42

(22) 営業の沿革【様式第20号】	43
(23) 所属建設業者団体【様式第20号の2】	44
(24) 主要取引金融機関名【様式第20号の3】	44
<b>5 必要書類の詳細</b>	
(1) 定款の写し	45
(2) 財務諸表	45
(3) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書	45
(4) 身分証明書	45
(5) 登記事項証明書	46
(6) 納税証明書	46
(7) 常勤役員等証明書(県様式1)	47
(8) 常勤役員等(経營業務管理責任者等)の常勤性の確認資料	47
(9) 常勤役員等(経營業務管理責任者等)としての経験が確認できる資料	48
(10) 常勤役員等を直接に補佐する者・専任技術者の常勤性の確認資料	50
(11) 役員を補佐する者としての位置付けが確認できる資料	50
(12) 専任技術者証明書(県様式2)	50
(13) 技術者要件を証明する資料	51
(14) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況確認資料	52
(15) 営業所の状況(県様式3～5)	52
<b>【資料1】指定学科一覧表</b>	53
<b>【資料2】有資格コード一覧(一般建設業)</b>	54
<b>【資料3】有資格コード一覧(特定建設業)</b>	57

### < 3 許可取得後の留意点 >

1 標識の掲示	60
2 変更等の届出	
(1) 変更事由及び届出期限	61
(2) 提出書類一覧	63
3 廃業届	67
4 変更届出書等の記載例	
(1) 変更届出書【様式第22号の2】	69
(2) 届出書【様式第22号の3】	72
(3) 廃業届【様式第22号の4】	73

### < 4 許可を受けた地位の承継 >

1 地位の承継(令和2年10月1日施行)	74
2 認可申請の手続	
(1) 認可の申請先	75
(2) 手数料	75
(3) 処理期間等	75
(4) 許可の有効期間	76
3 認可申請に必要な書類	
(1) 法定書類A	76
(2) 法定書類B	77
(3) 確認書類等	78

4 承継後に提出が必要な書類	
(1) 承継の日から2週間以内に提出するもの	79
(2) 承継の日から30日以内に提出するもの	79
5 認可申請書の記載例	80

## <5 その他>

1 解体工事業の新設（平成28年6月1日施行）	
(1) 解体工事業の新設に伴う経過措置	82
(2) 解体工事業の技術者要件	82
(3) 実務経験年数の取扱い	82
2 許可証明書の交付	83
3 許可関係書類の閲覧	
(1) 閲覧場所	83
(2) 閲覧時間	83
(3) 手続	83

## < 1 建設業許可の制度 >

### 1 建設業の許可

建設業とは、元請・下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことを営業とするものをいいます。

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設業法（以下「法」という。）第3条の規定により許可を受ける必要があり、元請負人はもちろんのこと、下請負人であっても請負として建設工事を施工する者は許可が必要です。

#### メモ

「請負」（民法第632条）とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約束し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束することによって成立する契約をいい、例えば自社が所有する土地に建売住宅を建築することは請負にあたりません。

#### 「軽微な建設工事」とは？

建設工事の種類	軽微な建設工事にあたるもの
建築一式工事以外	一件の請負代金が500万円未満の工事
建築一式工事	① 一件の請負代金が1,500万円未満の工事 ② 請負代金の額にかかわらず、延べ面積が150㎡未満の木造住宅（主要構造部が木造で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）工事

※ 請負代金の額については、消費税及び地方消費税の額を含みます。また、正当な理由がないのに工事を2以上の契約に分割して請け負う場合は各契約の合計額となり、注文者が材料を提供した場合はその市場価格（運賃を含む。）を加えた額となります。

#### メモ

軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合であっても、その工事が解体工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」による解体工事業の登録が必要です。

## 2 建設工事の種類

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事と27の専門工事に分類されており、請け負おうとする業種について許可を受けておかなければなりません。

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築工事業	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
管	管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・レンガ・ブロック工事業	タイル・レンガ・ブロック工事	レンガ、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にレンガ、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事業	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事業	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事業	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事業	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
絶	熱絶縁工事業	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事業	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事業	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事



## ポイント

- ① 土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事をいい、専門工事が有機的に組み合わさった建設工事等が該当します。したがって総合的にマネジメントを要する工事であることから、原則として元請工事となります。  
また、例えば建築一式工事のみの許可を受けている場合、一棟の住宅新築工事を請け負うことはできますが、その工事内容である大工工事、屋根工事、管工事、建具工事等の専門工事を単独で請け負う場合は、それぞれの許可が必要になります。
- ② 許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の業種の建設工事を附帯工事といい、一体として請け負うことができますが、その附帯工事が500万円以上である場合は、自ら当該建設工事の許可を受けるために必要な技術者を置いて施工するか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に工事を施工させなければなりません。

## 3 許可の区分

### (1) 知事許可と大臣許可

知事許可・・・徳島県内にのみ営業所を設置する場合

大臣許可・・・徳島県内及び他の都道府県に営業所を設置する場合

## 「営業所」とは？

建設業法でいう「営業所」とは本店、支店等で常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を満たしていることが必要です。


- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種台帳等を備えた事務所としての機能を有すること。
- ③ 居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分されているなど独立性が保たれていること。
- ④ ①に関する権限を付与された者がいること。
- ⑤ 専任技術者が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店にすぎない場合や事務連絡所、工事事務所、作業所等は営業所に該当しません。

### (2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は一般建設業と特定建設業に区分されています。

発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、当該工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は特定建設業許可が必要となりますが、その他の場合は一般建設業許可で営業することができます。

 **ポイント**

- ① 一般建設業、特定建設業とも請負額に制限はありません。
- ② 同一の建設業者が、ある業種については特定建設業許可を、他の業種については一般建設業許可を受ける場合、許可通知書は2枚になり、手数料も別々に必要となります。
- ③ 特定建設業は、下請負人保護のための許可要件が加重されているほか、下請負人に対する保護、指導、請負代金の早期支払及び施工体制台帳の作成等さまざまな義務が課せられています。
- ④ 一次下請人が二次下請人に4, 500万円以上の工事を下請施工させる場合、特定建設業許可は不要です。
- ⑤ 次の7業種は「指定建設業」とされ、特定建設業の許可を受けるための専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は建設大臣若しくは国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

**【指定建設業7業種】**

- ・土木工事業      ・建築工事業      ・電気工事業      ・管工事業
- ・鋼構造物工事業      ・舗装工事業      ・造園工事業

**4 許可の要件・基準**

許可を受けるためには、次に掲げる要件を備えている必要があります。

- ・適切な経営能力を有すること。
- ・適切な社会保険に加入していること。
- ・専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- ・請負契約に関して誠実性を有していること。
- ・請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。

		一般建設業	特定建設業
経営能力	常勤役員等(※1:P.9を参照)のうち一人が右のいずれかに該当すること。	～法第7条第1号(一般)、法第15条第1号(特定)～ 次の要件のいずれかに該当すること。 (1) 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。 ① 建設業に関し、5年以上の <u>経營業務の管理責任者としての経験</u> を有する者 ② 建設業に関し、5年以上の <u>経營業務の管理責任者に準ずる地位</u> にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者 ③ 建設業に関し、6年以上の <u>経營業務の管理責任者に準ずる地位</u> にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者	

		一般建設業	特定建設業
(経営能力)		<p>(2) 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、許可申請等を行う建設会社等において、建設業に関し、<u>財務管理の業務、労務管理の業務及び業務運営の業務について、それぞれ5年以上の経験</u>を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者として置くものであること。</p> <p>① 建設業に関し、2年以上の役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者</p> <p>② 5年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、役員等としての経験を2年以上有する者</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の経営体制を有すると国土交通大臣が認定したもの</p>	
社会保険加入	適切な社会保険に加入していること。	<p>～法第7条第1号（一般）、法第15条第1号（特定）～</p> <p>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。</p>	
専任技術者	営業所ごとに右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。	<p>～法第7条第2号～</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法による高校（旧実業学校を含む。）の<u>指定学科</u>（資料1（P.53）を参照）を卒業後5年以上、大学（高等専門学校を含む。）の<u>指定学科</u>を卒業後3年以上の<u>実務経験</u>（※2：P.9を参照）を有する者</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、10年以上の<u>実務経験</u>を有する者</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 資料2（P.54～を参照）に掲載の資格区分に該当する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法による専修学校の<u>指定学科</u>を卒業後3年以上の<u>実務経験</u>を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの</p>	<p>～法第15条第2号～</p> <p>イ 資料3（P.57～を参照）に掲載の資格区分に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハ（左欄参照）に該当し、かつ、元請として4、500万円以上の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者（大臣認定者）</p> <p>※指定建設業（P.6を参照）はイ又はハに該当する者に限る。</p>

		一般建設業	特定建設業
誠実性	請負契約に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。	～法第7条第3号（一般）、法第15条第1号（特定）～  法人である場合においては、当該法人又はその役員等（取締役、執行役、業務を執行する社員又は相談役、顧問若しくは取締役等に準ずる者と同等以上の支配力を有する者等）若しくは政令で定める使用人（支店長・営業所長等）が、個人である場合においてはその個人又は政令で定める使用人が、左に該当すること。	
財産的基礎等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	～法第7条第4号～  次の要件のいずれかに該当すること。 ① 直前の決算において自己資本(※3:P.9を参照)が500万円以上であること。 ② 500万円以上の資金調達能力を有すること。 ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。	～法第15条第3号～  直近の決算において次の要件全てに該当すること。 ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。 ② 流動比率が75%以上であること。 ③ 資本金が2,000万円以上あること。 ④ 自己資本が4,000万円以上あること。
欠格要件等	右のいずれかに該当する場合は許可を受けられません。	～ 法 第 8 条 ～  (1) 許可申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。  (2) 法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人が次の要件に該当するとき。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 精神の機能の障がいにより建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 また、許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で届出の日から5年を経過しないもの ④ 建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、若しくは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者 ⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑥ 次の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 A) 建設業法 B) 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で、政令で定めるもの	

	一般建設業	特定建設業
(欠格要件等)	C) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 D) 刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の2(凶器準備集合罪)、第222条(脅迫罪)、第247条(背任罪)若しくは暴力行為等処罰に関する法律 ⑦ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

※ 上記の表は、表現の都合上省略している部分がありますので、詳細は建設業法等で確認してください。

※1 「常勤役員等」とは、法人の場合はその役員のうち常勤である者、個人の場合はその本人又は支配人をいいます。役員とは、株式会社又は特例有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種組合等の理事等をいい、原則として執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

また、常勤とは、原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事していることをいいます。

なお、常勤役員等は、同一企業で同一の営業所である場合を除き、管理建築士、宅地建物取引主任者等、他の法令により専任性を要するとされる者を兼務できません。

※2 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいい、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び建設機械の操作等によって実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろん、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の業務に関する経験は含まれません。


※3 「自己資本」とは、貸借対照表の「純資産の部」の「純資産合計」の額をいいます。

### 「経營業務の管理責任者としての経験」とは？

経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは、法人の役員、個人の事業主又は支配人（支配人登記されている者に限る。）、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支店長、営業所長）として、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有する者をいいます。

#### メモ


役員として登記されていても、非常勤又は未成年であった期間については経營業務の管理責任者としての経験には含まれません。

 「経営業務の管理責任者に準ずる地位」とは？

経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者とは、「執行役員等として建設業の経営業務を管理した経験」又は「経営業務を補佐した経験」を有する者をいいます。

「執行役員等として建設業の経営業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもと、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

「経営業務を補佐した経験」とは、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者等の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、法人の役員、個人の事業主又は支配人、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支店長、営業所長）等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者として従事した経験をいいます。

 「財務管理の業務、労務管理の業務及び業務運営の業務についての経験」とは？

財務管理の業務経験とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払い等を行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

労務管理の業務経験とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務をいいます。

業務運営の経験とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは？

役員等に次ぐ職制上の地位とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

事業内容	建設業				他の事業
経験内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験	経営業務を補佐した経験	役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位の経験	役員等としての経験
具体的な地位	法人の役員、事業主、支配人、支店長・所長	執行役員	本店部長、支店次長等、事業主の配偶者・子等	法人の役員、事業主、社内において役員等に次ぐ者	法人の役員、事業主
必要経験年数	5年以上		6年以上	5年以上、うち役員等経験2年以上	5年以上、うち建設業に係る役員等経験2年以上
補佐する者	不要			必要	
根拠法令	建設業法施行規則第7条第1号イ			建設業法施行規則第7条第1号ロ	

## 「専任技術者」とは？

専任技術者とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事することを要する者で、7ページの表に掲げた要件を満たす者をいいます。

複数の業種の専任技術者の要件を満たしている者は、同一営業所の複数の業種の専任技術者を兼ねることができます。

また、専任技術者が、規則第7条第1号イ又はロに該当する常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者の基準を満たしている場合、同一営業所内に限って一人で両者を兼ねることができます。

### メモ

- ① 専任技術者は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要するとされる者を兼務できません。ただし、同一企業で、同一の営業所である場合はこの限りではありません。
- ② 専任技術者とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいますから、他社の常勤役員等である場合は、原則として専任技術者として認められません。
- ③ 監査役は専任技術者になれません。
- ④ 専任技術者は営業所の専任であることから、工事現場と営業所が近接しており、かつ、現場専任を要しない工事を除いて、建設工事の主任技術者又は監理技術者になることはできません。

## 「誠実性」とは？


誠実性とは、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことをいいます。

「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為、例えば詐欺、脅迫、横領、文書偽造等を行うことをいい、「不誠実な行為」とは、工事内容・工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

これらの行為を行った者については、誠実性の要件に欠けるものとして許可されない場合があります。

### メモ

建築士法・宅地建物取引法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、原則「誠実性」の要件を欠くものと扱われます。

 「財産的基礎」とは？

【一般建設業の財産的基礎】

財 産 的 基 礎 の 要 件	
法人 ・ 個人	次のいずれかに該当すること ① 直近決算の貸借対照表における自己資本額が500万円以上である。 ② 主要取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書又は融資証明書（証明基準日が申請書の受付日から起算して前3か月以内のもの）がある。 ③ 直前5年間許可を受け、継続して営業した実績がある。

【特定建設業の財産的基礎】

申請時直近の確定した貸借対照表において、次の全ての事項に該当していることが必要です。

	法 人	個 人
欠損比率	<p>【法人の場合】</p> <p>繰越利益剰余金がある場合や、資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、要件を満たしていますので次の計算式を使う必要はありません。</p> $\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{任意積立金} (\text{繰越利益剰余金を除く。}))}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$ <p>【個人の場合】</p> $\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益留保性の引当金} + \text{準備金})}{\text{期 首 資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	
流動比率	$\frac{\text{流 動 資 産 合 計}}{\text{流 動 負 債 合 計}} \times 100 \geq 75\%$	
資本金	資本金 ≥ 2,000万円	期首資本金 ≥ 2,000万円
自己資本	純資産合計 ≥ 4,000万円	(期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益) - 事業主貸勘定 + 利益留保性の引当金 + 準備金 ≥ 4,000万円

※ 個人の場合は、4,000万円以上の預金残高証明書（証明基準日が申請書の受付日から起算して前3か月以内のもの）を添付してください。

メモ

更新の際に、財産的基礎の要件を満たしていない場合、新たに一般建設業許可を申請する必要があります。この場合、廃業届を提出する必要はありません。

## 5 許可の有効期間

許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。許可を更新しようとする場合は、許可満了日の3か月前から30日前までの間に申請する必要があります。



## < 2 建設業許可の申請 >

### 1 申請区分と手数料

申請区分			手数料（徳島県収入証紙）	
			般(特)のみ	般+特
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合	9万円	18万円
2	許可換え新規	・他都道府県知事許可から徳島県知事許可へ ・国土交通大臣許可から徳島県知事許可へ (・徳島県知事許可から国土交通大臣許可へ)	9万円	18万円
3	般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 (ただし、全ての許可を一般建設業にする場合は、「新規」となります。)	9万円	
4	業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合	5万円	10万円
5	更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合（5年ごと）	5万円	10万円
6	般・特新規 +業種追加	上記3と4を同時に申請する場合		14万円
7	般・特新規 +更新	上記3と5を同時に申請する場合		14万円
8	業種追加 +更新	上記4と5を同時に申請する場合	10万円	※
9	般・特新規 +業種追加 +更新	上記3、4、5を同時に申請する場合		19万円

※ 一般と特定の両方を更新し、かつ、一般又は特定の一方を追加する場合は15万円、一般と特定の両方を追加し、かつ、一般又は特定の一方を更新する場合も15万円です。また、一般と特定の両方について更新と追加を行う場合は20万円になります。

#### メモ

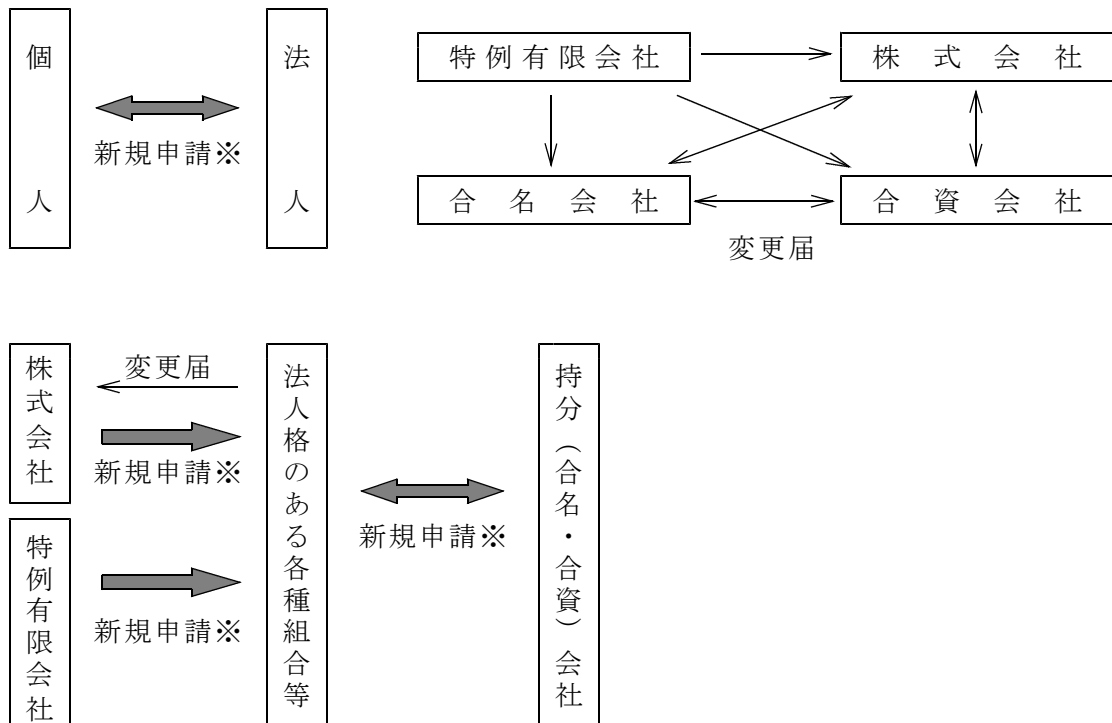
一般建設業許可と特定建設業許可はそれぞれ別個の許可であり、許可通知書も別に交付されます。

## 👉 許可の一本化

許可日の異なる二以上の許可を一の許可にまとめることができます。

- ① 同一業者で別個に二以上の許可を受けているとき、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請するもので、全てを合わせて一の許可の更新として許可を受けるような場合（手数料は5万円。ただし、一般と特定が混在する場合は10万円）
- ② 許可を受けた後、他の建設業の許可を追加申請しようとするとき、有効期間の残っている従来の許可についても同時に許可の更新を申請し、追加する建設業と合わせて一の許可を受けるような場合（手数料は追加分+更新分になります。）

## 👉 組織変更に係る申請区分



※特例あり（P.74参照）

## 2 許可申請の手続

### (1) 提出先一覧

主たる営業所を管轄する東部県土整備局又は総合県民局（以下「庁舎」という。）へ提出してください。

	所在地等	所管区域
東部県土整備局 徳島庁舎（契約・指導担当）	徳島市南末広町6-36 TEL 088-653-8812	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、神山町、佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町、板野町
鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩字七枚128 TEL 088-684-4620	鳴門市、松茂町、板野町 ※徳島庁舎への提出も可
東部県土整備局 吉野川庁舎（総務担当）	吉野川市川島町大字宮島字南中須736-1 TEL 0883-26-3712	吉野川市、阿波市、石井町、上板町
南部総合県民局 阿南庁舎（県土整備部企画担当）	阿南市富岡町あ王谷46 TEL 0884-24-4212	阿南市
南部総合県民局 那賀庁舎（県土整備部企画担当）	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1 TEL 0884-62-0069	那賀町
南部総合県民局 美波庁舎（県土整備部企画・用地担当）	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 TEL 0884-74-7414	牟岐町、美波町、海陽町
西部総合県民局 三好庁舎（県土整備部企画担当）	三好市池田町マチ2415 TEL 0883-76-0606	三好市、東みよし町
西部総合県民局 美馬庁舎（県土整備部企画担当）	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 TEL 0883-53-3407	美馬市、つるぎ町

#### メモ

規則第7条第1号イ又はロに該当する常勤役員等、当該常勤役員等を直接に補佐する者及び専任技術者の方については本人確認を行いますので、申請書類の提出時又は処理期間内に、顔写真のある公的機関が発行した身分証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちの上、窓口にお越しください。

### (2) 処理期間

新規申請の場合は申請受付日から60日程度、更新申請又は業種追加の場合は30日程度の期間を要します（土日、祝祭日を除く。）。

なお、更新申請については、必ず許可満了日の30日前までに提出してください。

また、更新と同時に業種追加を申請する場合は、許可満了日の60日前までに提出してください。

メモ

書類不備等により修正をお願いする場合、その期間は処理期間に含めません。

### (3) 許可通知書の交付

許可通知書は申請を行った窓口で手交します。

メモ

旧鳴門庁舎管内（鳴門市、松茂町、板野町）に主たる営業所を置く業者については、交付場所を徳島庁舎又は鳴門総合サービスセンターで選択できます。

### (4) 許可申請の取下げ

申請を取り下げようとする場合は、「許可申請取下願」を提出してください。ただし、申請手数料は返却されません。

取下願の例

年 月 日
徳島県知事殿
住所 商号又は名称 代表者氏名
一般建設業許可の許可申請の取下げ願 特定
年 月 日付で一般建設業の許可申請をしましたが、 特定
下記の理由により許可申請の取下げを致します。
記
取下げ理由

### 3 許可申請に必要な書類

次の(1)から(3)に掲げる書類を主たる営業所を管轄する庁舎に提出してください。

(1) 法定書類A（提出部数：1部）…法定書類Bとは別に紐綴してください。

綴り順	様式番号	名称	申請区分（P.13を参照）						記載例等
			1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	6 般特＋追加	5 更新	
A1		表紙	○	○	○	○	○		
A2	第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○		P. 21
A3	別紙1	役員等の一覧表 ※ 法人のみ	○	○	○	○	○		P. 22
A4	別紙2 (1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	△	○	○		P. 23
A5	別紙2 (2)	営業所一覧表（更新）	△	△	○	○	○		P. 24
A6	別紙3	収入印紙、収入証紙、登録免許税領収書 又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○		
A7	別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○		P. 25
A8	第2号	工事経歴書	○※	○	▲	■			P. 26
A9	第3号	直前3年の各事業年度における 工事施工金額	○※	○	▲	○			P. 27
A10	第4号	使用人数	○※	○	▲	○			P. 28
A11	第6号	誓約書	○	○	○	○	○		P. 29
A12	第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○		P. 35
A13	第11号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表	●	●	●	●			P. 41
A14		定款の写し ※ 法人のみ	○	☆	△	△			P. 45
A15	第15～19号	財務諸表（法人用又は個人用）	○	☆	▲	☆			P. 45
A16	第20号	営業の沿革	○	☆	○	○			P. 43
A17	第20号の2	所属建設業者団体	○	☆	△	△			P. 44
A18	第20号の3	主要取引金融機関名	○	☆	△	△			P. 44

【表の見方】（以下（2）、（3）において同じ。）

○：必ず必要な書類（○※：許可換え新規については省略可）

●：該当する場合に必要な書類

■：更新申請する業種については省略可能な書類

△：変更がなければ省略可能な書類

▲：省略可能な書類

☆：一般建設業の許可を申請する場合は省略可能な書類

(2) 法定書類B（提出部数：1部）・・・法定書類Aとは別に紐綴じしてください。

綴り順	様式番号	名称	申請区分（P.13を参照）						記載例等
			1 新規	2 許可換え新規	3 一般・特新規	4 業種追加	5 6 般特十追加	6 7 更新 更新	
B1	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○		○	○	P. 30
	別紙	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○		○	○	P. 31
B2	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○	P. 32～
	別紙1	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○	P. 31
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○	○	P. 34
B3	第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	○		○			■	P. 36～
B4		資格証明書等の写し	該当するものを提出してください。				▲	該当するものを提出してください。 (更新分は省略可)	P. 38
B5	第9号	実務経験証明書							
B6		卒業証明書等							
B7	第10号	指導監督的実務経験証明書	●		●		●	●	P. 40
B8	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ※ 法人の役員等及び本人について作成すること。	○		○		○	○	P. 41
B9	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●		●		●	●	P. 42
B10		登記されていないことの証明書 又は医師の診断書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○		○		○	○	P. 45
B11		身分証明書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○		○		○	○	P. 45
B12	第14号	株主（出資者）調書 ※ 法人のみ	○		☆		△	△	P. 42
B13		商業登記法における登記事項証明書	○		☆		△	△	P. 46
B14		納税証明書	○		☆		▲	☆	P. 46

※ B1、B2はいずれか該当するものを提出すること。

(3) 確認書類等（提出部数：1部）・・・法定書類とは別にホチキス留めしてください。

綴り順	確認資料等	申請区分（P.13を参照）							備考	
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	6 般特十追加	5 更新	7 般特十更新		8 追加十更新
1	建設業許可申請書（写し）	○		○		○		○		A2の写し
2	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（写し） ※ 規則第7条第1号イに該当する場合に限る。	○		○		○		○		B1の写し
3	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号イに該当する者について作成すること。	●		▲		●		●		P.47
4	常勤役員等（経營業務管理責任者等）の常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	●		▲		●		●		P.47
5	常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての経験が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	●		▲		△		△		P.48～
6	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（写し） ※ 規則第7条第1号ロに該当する場合に限る。	○		○		○		○		B2の写し
7	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について作成すること。	●		▲		●		●		P.47
8	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について提出すること。	●		▲		●		●		P.47 P.50
9	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験等が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について提出すること。	●		▲		△		△		P.48～ P.50
10	専任技術者証明書（写し）	○		○		△		■		B3の写し
11	専任技術者証明書（県様式2）	○		○		○		○		P.50
12	専任技術者の常勤性の確認資料	○		○		○		○		P.50
13	専任技術者の実務経験を確認する資料 ※ 「更新分」（申請区分7～9を含む。）については省略可	●		●		▲		●		P.51
14	指導監督的実務経験を確認する資料 ※ 「更新分」（申請区分7～9を含む。）について、指導監督的実務経験証明書が前回提出したものと同一場合は省略可	●		●		●		●		P.51
15	預金残高証明書又は融資証明書	●		●		△		△		P.12
16	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況確認資料	○		○		○		○		P.52
17	営業所の状況（県様式3～5）	○		○		○		○		P.52

※ 綴り順2、6はいずれか該当するものを提出。綴り順3～5は綴り順2の書類を提出した場合に、綴り順7～9は綴り順6を提出した場合に必要（省略可能な書類あり。）。

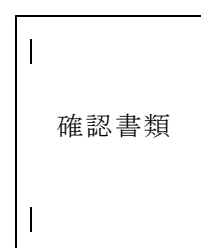
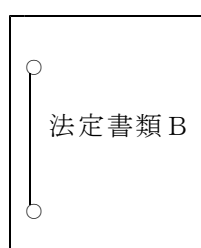
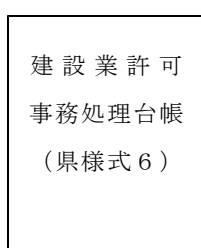
メモ

- ① 行政書士が代理申請を行う場合は、この他に「委任状」の添付が必要です。
- ② 審査時に必要が生じた場合は、これ以外に別途資料の提出を求められることがあります。

#### (4) 提出部数と綴り方

各書類は副本を作成し、正本と一緒に提出してください。副本は受付印を押印し、返却します。

【正本（提出用）：各 1 部】



紐綴じ

紐綴じ

ホチキス留め

#### 👉 「法人の役員」とは？

法人の役員とは、株式会社又は特例有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

★関連：「登記されていないことの証明書（又は医師の診断書）」、「身分証明書」

#### 👉 「法人の役員等」とは？

法人の役員等とは、上記法人の役員のほか、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る。）をいいます。

★関連：別紙1「役員等の一覧表」、様式第12号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」



(1) 建設業許可申請書

様式第一号（第二条関係）

（用紙A4）

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

行政書士による代理申請の場合、申請代理人と申請者とを連記し、当該申請代理人（行政書士）の職印を押印する。  
※申請者の印は不要

不要なものを消す。  
以下、同じ。

地方整備局長  
北海道開発局長  
徳島県知事 殿

事実上の所在地が登記上の所在地と異なる場合は、二段書きする。  
【例】(登記上)〇〇〇〇…  
(事実上)△△△…

申請代理人 徳島市・・・  
××行政書士事務所  
行政書士 ××× ××

行政書士  
の職印

徳島市万代町1-1  
株式会社とくしま建設工業  
代表取締役 徳島 五郎

申請者

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事

許可番号 01 国土交通大臣 許可(一般) 第 00000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

申請の区分 02 2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加+更新 1.一般 2.特定

申請年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

許可の有効期間の調整 1 (1.する) (2.しない)

太枠内は記入しない。

許可を受けようとする建設業 04 212 土木建築等 2 (1.一般) (2.特定)

申請時において既に許可を受けている建設業 05 212 土木建築等 30

商号又は名称のフリガナ 06 トクシマケンセツコウギョウ

商号又は名称 07 (株)とくしま建設工

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 トクシマゴロウ

代表者又は個人の氏名 09 徳島五郎 支配人の氏名 個人事業主で支配人登記している場合に記入する。

主たる営業所の所在地 00 36201 都道府県名 徳島県 市区町村名 徳島市

主たる営業所の所在地 01 11 万代町1-1

郵便番号 12 770-8570 電話番号 088-×××-×××× 左詰め

ファックス番号 088-×××-××××

法人又は個人の別 13 1 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 0500000 (千円) 法人番号 ××××××××××

兼業の有無 14 1 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 運送業

許可換えの区分 15 1 (1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可)

大臣 コード 知事 項番「15」及び項番「16」は許可換え新規の場合のみ記入すること。

旧許可番号 16 3 国土交通大臣 知事 許可(特- ) 第 00000000 号 令和 00 年 00 月 00 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者について(却解)による。  
連絡先 担当者の氏名・電話番号を必ず記入すること。  
所属等 総務課 氏名 阿波 太郎 電話番号 088-×××-××××  
ファックス番号 088-×××-××××

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。

★法人の略号★

株式会社(株)	合名会社(名)	合同会社(合)	協業組合(業)
特例有限会社(有)	合資会社(資)	協同組合(同)	企業組合(企)

★市町村コード★

徳島市	36201	勝浦町	36301	海陽町	36388
鳴門市	36202	上勝町	36302	松茂町	36401
小松島市	36203	佐那河内村	36321	北島町	36402
阿南市	36204	石井町	36341	藍住町	36403
吉野川市	36205	神山町	36342	板野町	36404
阿波市	36206	那賀町	36368	上板町	36405
美馬市	36207	牟岐町	36383	つるぎ町	36468
三好市	36208	美波町	36387	東みよし町	36489

(2) 役員等の一覧表

別紙一	<b>役員等の一覧表</b>	(用紙A4)	
令和 年 月 日			
役員等の氏名及び役名等			
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	役名等	常勤・非常勤の別
トクシマ 徳島	ゴロウ 五郎	代表取締役	常勤
トクシマ 徳島	イチロウ 一郎	取締役	常勤
トクシマ 徳島	ジロウ 次郎	顧問	非常勤
トクシマ 徳島	サブロウ 三郎	株主等	
氏名には必ずフリガナを付けること。			
<small>1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。                  2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。</small>			

メモ

この表は、法人の役員（株式会社・特例有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役員、持分会社（合名会社等）の業務を執行する社員、法人格のある各種組合等の理事等）のほか、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る。）について記入します。

※ 執行役員、監査役、会計参与は本表の役員等には含みません。

※ 総株主の100分の5未満の株主又は株主でない者であっても、取締役と同等以上の支配力を有する場合は記入する必要があるため、記入漏れは虚偽記載として扱われる場合がありますので注意してください。



(4) 営業所一覧表 (更新)

別紙二 (2)

(用紙A4)

営業所一覧表 (更新)

営業所の名称		所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 た る 所	本店	〒770-8570 徳島市万代町1-1 電話 088-×××-××××	土・と・解	建
	鳴門支店	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 電話 088-×××-××××	土・と・解	
従 た る 営 業 所			「営業しようとする建設業」の種類は下記の略号で記入すること。	
	従たる営業所がない場合も提出すること。 その場合、「主たる営業所」の欄のみ記入し、「従たる営業所」の欄には「該当なし」と記入する。 ※従たる営業所が複数あり、用紙が2枚以上になる場合、2枚目以降の主たる営業所の欄は記入不要			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の( )内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

★建設業の略号★

土 木 工 事 業	土	鋼 構 造 物 工 事 業	鋼	熱 絶 縁 工 事 業	絶
建 築 工 事 業	建	鉄 筋 工 事 業	筋	電 気 通 信 工 事 業	通
大 工 工 事 業	大	舗 装 工 事 業	舗	造 園 工 事 業	園
左 官 工 事 業	左	し ゅ ん せ つ 工 事 業	しゅ	さ く 井 工 事 業	井
と び ・ 土 工 工 事 業	と	板 金 工 事 業	板	建 具 工 事 業	具
石 工 事 業	石	ガ ラ ス 工 事 業	ガ	水 道 施 設 工 事 業	水
屋 根 工 事 業	屋	塗 装 工 事 業	塗	消 防 施 設 工 事 業	消
電 気 工 事 業	電	防 水 工 事 業	防	清 掃 施 設 工 事 業	清
管 工 事 業	管	内 装 仕 上 工 事 業	内	解 体 工 事 業	解
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機 械 器 具 設 置 工 事 業	機		

(5) 専任技術者一覧表

別紙四

**専任技術者一覧表**

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	サトウ ケン 佐藤 建	土、と、解－9	1 3
	トシマ イチロウ 徳島 一郎	建－7	2 1
鳴門支店	スズキ マモル 鈴木 守	土、と、解－9	1 3

氏名には必ずフリガナを付けること。

「建設工事の種類」と、それに応じた資格コードが対応するように記入すること。  
※有資格区分のコードは【資料2】(P.54～)を参照

「建設工事の種類」の欄は、前ページの建設業の略号と、下記の技術者コードを「－(ハイフン)」でつないで記入すること。  
※【資料2】(P.54～)、【資料3】(P.57～)も参照

★技術者コード★

一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

(6) 工事経歴書

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

(用紙A4)

業種ごとに、消費税課税事業者は税抜で、  
免税事業者は税込で作成すること。

工事経歴書

(建設工事の種類) 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 ( ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 )	工 期 着工年月	完成又は 完成予定年月
注文者が個人の場合、特定されないようにイニシャル等を用い記入すること。 ※「工事名」の欄も同様							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
【経営事項審査を申請する者の場合】 ①元請工事の完成工事について、元請完成工事高の総額の7割を超えるところまで、金額の大きい順に記入する。 ②①に続けて、①で記入した工事以外の工事(元請・下請)について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、金額の大きい順に記入する。 ③主な未成工事について、金額の大きい順に記入する。 ※①、②にかかわらず、500万円(建築は1500万円)未満の軽微な工事は10件を超えて記入する必要はありません。 【例】①を記入している途中で500万円(建築は1500万円)未満の工事が10件に達した場合は③に進む。								令和 年 月	令和 年 月
【経営事項審査を申請しない者の場合】 ①完成工事(元請・下請)について、金額の大きい順に全ての完成工事高の7割を超えるところまで記入する。 ②主な未成工事について、金額の大きい順に記入する。								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事及び未成工事について記入すること。 ただし、前事業年度の決算が確定していない場合は、前々年度分について記入する。 【例】令和5年12月決算で、令和6年1月に申請するというような場合、令和5年12月の決算が未確定であれば令和4年の工事について記入する。								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月

小計にはページごとの完成工事件数及び請負代金の合計額を記入する。  
合計は当該業種の最終ページにのみ記入する。

小計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

(7) 直前3年の各事業年度における工事施工金額

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

消費税課税事業者は税抜で、免税事業者は税込で作成すること。

(税込(税抜)/単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土)工事	(建)工事	(と)工事	(解)工事		
第9期 平成29年9月1日から 平成30年8月31日まで	元請	公共	250,000	0	45,000	0		295,000
		民間	35,000	0	15,000	7,500		57,500
	下請		0	0	0	1,500		1,500
	計		285,000	0	60,000	9,000		354,000
第10期 平成30年9月1日から 令和元年8月31日まで	実績がない場合は「0」を記入する。			0	50,000	0		275,000
	元請	民間	30,000	30,000	18,000	7,000		85,000
		下請	35,000	43,000	0	2,000		80,000
	計		290,000	73,000	68,000	9,000		440,000
第11期 令和元年9月1日から 令和2年8月31日まで	元請	公共	200,500	0	45,000	0		245,500
		民間	30,000	25,000	損益計算書の完成工事高と一致			68,000
	下請		27,500	22,000	0	0		49,500
	計		258,000	47,000	58,000	0		363,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	許可を得ようとする業種及び既に許可を受けている業種について、直近3年分を記入すること。 なお、新規で第1決算期が未到来の場合は、「決算未到来」と記入すること。							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(8) 使用人数

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

令和 年 月 日

使 用 人 数				
各営業所に所属する技術職員のうち、専任技術者の要件を満たす者の数を記入する。				
営業所の名称	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	合計
本店	3人	2人	2人	7人
鳴門支店	1人	2人	1人	4人
合計	4人	4人	3人	11人

新規申請等に添付する場合は申請時点の状況について、決算変更届に添付する場合は決算期末日の状況について記入する。  
 ※建設業以外の兼業がある場合、建設業以外の業務に従事する者は除くこと。  
 建設業に従事する者とそれ以外の業務に従事する者とに分けることができない場合は、直前決算期における完成工事高と兼業売上高の比率で按分する。  
 ※同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」を兼ねている場合は、主として従事する方に記入すること。  
 ※使用人数に監査役は含めない。また、アルバイトのような臨時的職員も含めない。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。



(9) 誓約書

様式第六号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

{ 申請者 } { 申請者 }  
{ 譲受人 } { 譲受人 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使  
{ 合併存続法人 } { 合併存続法人 }  
{ 分割承継法人 } { 分割承継法人 }

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

許可を受けた後、欠格要件に該当することが発覚した場合、許可の取消しとなるため、P.8の欠格要件を確認すること。

令和 年 月 日

申請者 徳島市万代町1-1  
譲受人 株式会社とくしま建設工業  
合併存続法人 代表取締役 徳島 五郎  
分割承継法人

地方整備局長  
北海道開発局長  
徳島県知事 殿

記載要領

{ 申請者 } 「申請者」 「地方整備局長  
{ 譲受人 } 、 譲受人 、 北海道開発局長 については不要なものを消すこと  
{ 合併存続法人 } 、 合併存続法人  
{ 分割承継法人 } { 分割承継法人 } 知事」

(10) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)

0 0 0 0 2

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要なものを消す。以下、同じ。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ  $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$  に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役  
 経歴年数 平成23年4月から令和元年5月まで 満8年2月  
 証明者と被証明者との関係 役員 **証明者における経營業務の管理責任者としての経験期間を記入する。**  
 備考 徳島県知事許可（特-×）第×××号  
 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業 昭和××年×月×日許可  
 解体工事業 平成××年×月×日許可

令和 年 月 日

原則として証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の、現在の代表者又は個人事業主とする。  
 また、証明者が建設業許可を有する場合は、許可番号・許可年月日・許可業種を記入すること。  
 ※これらの者から証明が得られない正当な理由（法人の解散、個人事業主の死亡等）がある場合は、備考欄にその理由を記載し、証明書に記載された事実を証明し得る他の者を証明者とする。

徳島市・・・  
 四国建設株式会社  
 代表取締役 阿波 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者  $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$  で第7条第1号イ  $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$  に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 徳島県知事 殿

申請者 徳島市万代町1-1  
 株式会社とくしま建設工業  
 届出者 代表取締役 徳島 五郎

申請又は届出の区分 項番  $\begin{matrix} 3 \\ 17 \\ 1 \end{matrix}$  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

項番「17」  
 「1. 新規」は初めて常勤役員等としての証明を行う場合  
 「2. 変更」は現在証明されている常勤役員等に変更があった場合  
 「3. 常勤役員等の更新等」は現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 許可年月日  
 許可番号  $\begin{matrix} 3 \\ 1836 \end{matrix}$  国土交通大臣 許可（特-  $\begin{matrix} 5 \\ 28 \end{matrix}$ ）第  $\begin{matrix} 10 \\ 00 \times \times \times \times \end{matrix}$  号 平成  $\begin{matrix} 11 \\ 28 \end{matrix}$  年  $\begin{matrix} 13 \\ \times \times \end{matrix}$  月  $\begin{matrix} 15 \\ \times \times \end{matrix}$  日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。  
 ※許可番号は右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  $\begin{matrix} 3 \\ 19トク \end{matrix}$  **フリガナは姓の最初から2文字を記入する。濁点や半濁点も含んで1文字と扱う。** 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 氏名  $\begin{matrix} 3 \\ 20徳島 \end{matrix}$   $\begin{matrix} 5 \\ \square \square \square \square \square \square \square \square \end{matrix}$  生年月日  $\begin{matrix} 13 \\ S \end{matrix}$   $\begin{matrix} 14 \\ \times \times \end{matrix}$  年  $\begin{matrix} 16 \\ \times \times \end{matrix}$  月  $\begin{matrix} 18 \\ \times \times \end{matrix}$  日  
 住所 徳島市・・・

◎【変更前】

氏名  $\begin{matrix} 3 \\ 21 \end{matrix}$   $\begin{matrix} 5 \\ \square \square \square \square \square \square \square \square \end{matrix}$  元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 生年月日  $\begin{matrix} 13 \\ \square \square \end{matrix}$   $\begin{matrix} 14 \\ \square \square \end{matrix}$  年  $\begin{matrix} 16 \\ \square \square \end{matrix}$  月  $\begin{matrix} 18 \\ \square \square \end{matrix}$  日

備考  
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(11) 常勤役員等の略歴書

別紙		(用紙A4)	
<b>常勤役員等の略歴書</b>			
現	住	所	徳島市・・・
氏	名	徳島 五郎	生 年 月 日 昭和××年××月××日生
職	名	代表取締役	
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職 歴	自 平成17年 4月 1日	四国の道建設株式会社 入社	
	至 年 月 日		
	自 平成23年 4月 1日	四国の道建設株式会社 取締役就任（土木建築部門の経営管理を担当）	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日	四国の道建設株式会社 退社	
	至 令和元年 5月 31日		
	自 令和元年 6月 1日	株式会社とくしま建設工業 入社，取締役就任	
	至 年 月 日		
	自 令和2年 1月 1日	株式会社とくしま建設工業 代表取締役就任	
	至 年 月 日		
自 年 月 日	現在に至る		
至 年 月 日			
自 年 月 日	建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者であることが確認できるよう、現在に至るまでの職歴を記入する。特に、建設業に関することは全て記入すること。		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分や行政罰はもちろん、その他の賞罰についても記入すること。該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名 徳島 五郎	
記載要領			
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。			

(12) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書  
(第1面)

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)  
00002

※この記載例では、  
建設業以外の事業に係る役員経験が4年となっており、  
このほか、建設業に係る役員経験(2年以上)の証明書が必要

**常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書**  
(第一面)

不要なものを消す。以下、同じ。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ  $\left\{ \begin{matrix} (+) \\ (2) \end{matrix} \right\}$  に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	取締役
経験年数	平成24年4月から平成28年3月まで 満4年0月
証明者と被証明者との関係	役員
備考	<p>この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。 原則として証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の、現在の代表者又は個人事業主とする。 また、証明者が建設業許可を有する場合は、許可番号・許可年月日・許可業種を記入すること。 ※これらの者から証明が得られない正当な理由(法人の解散、個人事業主の死亡等)がある場合は、備考欄にその理由を記載し、証明書に記載された事実を証明し得る他の者を証明者としてすること。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明者 小松島市・・・ 株式会社すだち製菓 代表取締役 すだち 二郎</p>

(2) 下記の者は、許可申請者  $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$  で第7条第1号ロ  $\left\{ \begin{matrix} (+) \\ (2) \end{matrix} \right\}$  に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

<p>地方整備局長 北海道開発局長 徳島県知事 殿</p>	<p>申請者 小松島市・・・ 株式会社すだち組 届出者 代表取締役 すだち 花子</p>
---------------------------------------	--

申請又は届出の区分  $\left\{ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right\}$  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 許可年月日

許可番号  $\left\{ \begin{matrix} \text{国土交通大臣} \\ \text{徳島県知事} \end{matrix} \right\}$  許可(一般-  $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right\}$ ) 第  $\left\{ \begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  号 平成  $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right\}$  年  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  月  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  日

記 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。  
※許可番号は右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  $\left\{ \begin{matrix} \text{フリガナは姓の最初から2文字を記入する。} \\ \text{濁点や半濁点も含んで1文字と扱う。} \end{matrix} \right\}$  元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名  $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 0 \\ \text{す} \\ \text{だ} \\ \text{ち} \\ \text{花} \\ \text{子} \end{matrix} \right\}$  生年月日  $\left\{ \begin{matrix} \text{S} \\ \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  年  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  月  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  日

住所 徳島市・・・

◎【変更前】

氏名  $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 1 \end{matrix} \right\}$  元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  年  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  月  $\left\{ \begin{matrix} \times \\ \times \end{matrix} \right\}$  日

備考  
常勤役員等の略歴については、別紙による。



(13) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

別紙二		(用紙A4)	
<b>常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書</b>			
現	住	所	阿南市・・・
氏	名	阿波 藍	生 年 月 日 昭和××年××月××日生
職	名	総務課長	
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職	自	平成 8 年 4 月 1 日	株式会社すだち組 入社 総務課 (財務担当) 経営企画課 (企画担当) 総務課 (財務担当) 総務課 (人事担当) 経営企画課 (企画担当) ・ ・ ・ ・ 総務課長 現在に至る
	至	年 月 日	
	自	平成 8 年 4 月 1 日	
	至	平成 11 年 3 月 31 日	
	自	平成 11 年 4 月 1 日	
	至	平成 15 年 3 月 31 日	
	自	平成 15 年 4 月 1 日	
	至	平成 17 年 3 月 31 日	
	自	平成 17 年 4 月 1 日	
	至	平成 19 年 3 月 31 日	
歴	自	令和 2 年 4 月 1 日	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;">当該建設業者における財務管理等の業務経験が確認できるよう、現在に至るまでの職歴を記入する。</div>
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
賞	年 月 日		賞 罰 の 内 容
			なし <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;">建設業の行政処分や行政罰はもちろん、その他の賞罰についても記入すること。該当がなければ「なし」と記入する。</div>
<b>上記のとおり相違ありません。</b>			
令和 年 月 日		氏 名 阿波 藍	
記載要領 ※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。			

**メモ**

建設業施行規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等の略歴書についても、記載例の(11)(P.31)の例により作成してください。

(14) 健康保険等の加入状況

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係) (用紙A4)

**健康保険等の加入状況**

該当するものを○で囲む。

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。  
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
徳島県知事 殿

徳島市万代町1-1  
申請者 株式会社とくしま建設工業  
届出者 代表取締役 徳島 五郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可(般 特-28)第00××××号 平成28年××月××日  
徳島県知事

不要なものを消す。以下、同じ。

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	20人 (2人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇
鳴門支店	8人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め、全ての従業員(建設業以外に従事する者を含む。)の数を記入すること。 ( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族を含む。)の数を記入すること。						
	( 人 )					
	( 人 )					
合計	28人 (2人)					

「保険の加入状況」は次のとおり記入すること。

「健康保険」の欄

- ・日本年金機構又は健康保険組合に対し、適用事業所の届出を行っている場合は「1」
- ・従業員が4人以下の個人事業主等で、健康保険法の適用が除外される場合は「2」
- ・一括適用の承認に係る営業所については「3」

「厚生年金保険」の欄

- ・日本年金機構に対し、適用事業所の届出を行っている場合は「1」
- ・従業員が4人以下の個人事業主等で、厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」
- ・一括適用の承認に係る営業所については「3」

「雇用保険」の欄

- ・公共職業安定所の長に対し、適用事業所の届出を行っている場合は「1」
- ・従業員が1人も雇用されていない場合等、雇用保険法の適用が除外される場合は「2」
- ・継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」

メモ

令和2年10月1日から適切な社会保険に加入していることが許可要件となり、加入していない場合は許可を受けることができません。(許可の更新も同様)







(16) 実務経験証明書

様式第九号 (第三号別添) (用紙A4)

### 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、建築一式工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

**建設工事の種類ごとに作成する。**

更新の場合は省略可  
その場合、実務経験の内容を確認する資料も省略可

徳島市・・・  
四国の道建設株式会社  
証 明 者 代表取締役 阿波 太郎

被証明者との関係 元社員 **証明者から見た、被証明者との関係を記入する。**

記

技 術 者 の 氏 名	田中 史郎	生年月日	昭和××××	<b>実際に雇用していた期間を記入する。</b>	平成 元年 4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	四国の道建設株式会社			使用された期間	平成16年 3月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
現場主任	山田邸新築工事	<b>経験年数は重複計上できない。 ※この記載例では、山田邸と中川邸で2か月の重複があるため、 経験年数では2件で11か月分となる。</b>		平成 9年 5月から平成 9年11月まで	
"	中川邸新築工事			平成 9年10月から平成10年 3月まで	
"	県営住宅〇〇団地耐震補修工事			平成10年 4月から平成10年10月まで	
"	板東整骨院新築工事ほか5件			平成11年 4月から平成12年 3月まで	
"	佐藤商店新築工事ほか3件	<b>通年にわたり切れ目なく工事が続く場合は、 その年の代表的な工事の件名を記入し、 その他は「ほか〇件」としてまとめる。</b>		平成12年 4月から平成13年 3月まで	
工事係長	万代小学校改築工事			平成13年 6月から平成14年12月まで	
"	清水法律事務所ビル建設工事			平成15年 2月から平成16年 3月まで	
<b>実務経験の内容は、具体的な工事名を記入すること。 専門工事の場合は、「〇〇邸新築工事のうち給排水設備工事」や「〇〇造成工事のうち法面工事」といった記載とすること。</b>					
<b>証明者は原則として使用者とする。 ただし、使用者の証明が得られない正当な理由がある場合は、 その理由を記載し、証明書に記載された事実を証明し得る他の者の証明を得ること。 【例】平成〇年〇月 会社解散のため、令和〇年〇月 事業主死亡のため</b>					
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計 満 6年 1月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

メモ

実務経験とは、建設工事の施工を指揮監督した経験及び実際に工事の施工に携わった経験はもちろん、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。

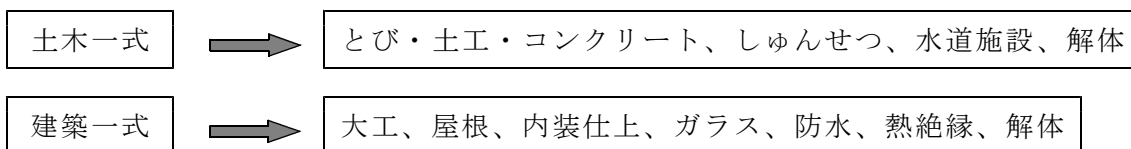
ただし、工事現場の単なる雑務や事務系の業務に関するものは経験に含みません。

★実務経験要件の緩和★

実務経験で2業種以上の申請をする場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。一つの業種で証明した期間は、他の業種の証明期間としてカウントできません。

ただし、次に掲げる業種については、許可を受けようとする業種について8年を超える実務経験と、その他の業種の実務経験とを合わせて12年以上の経験があれば、専任技術者の資格を得ることができます。(有資格コード「99」)

【一式工事から専門工事への振替え】(専門工事で約2年の期間短縮が可能)

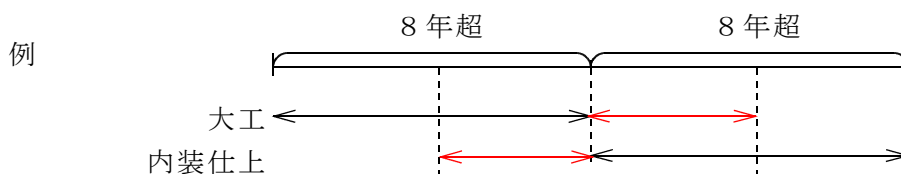
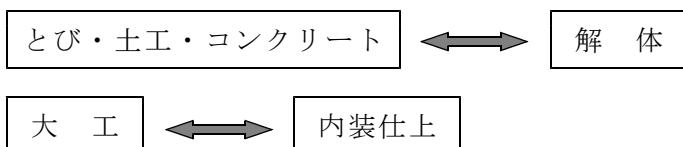


※矢印の方向にのみ振替えができます。(短縮できるのは専門工事のみ)



本来、しゅんせつの実務経験が10年必要ですが、しゅんせつの実務経験が8年を超え、土木一式の実務経験と合計して12年以上の経験があれば、しゅんせつの専任技術者になることができます。

【専門工事間での振替え】(最大で約4年の期間短縮が可能)



通常、2業種で専任技術者になるためには、それぞれ10年間(計20年間)の実務経験を要しますが、大工、内装仕上ともに実務経験が8年を超え、それぞれの実務経験と合計して12年以上の経験があれば、大工、内装仕上の2業種の専任技術者になることができます。(大工で約2年、内装仕上で約2年、合わせて約4年の短縮)

(17) 指導監督の実務経験証明書

様式第十号 (第十三条関係) (用紙A4)

**指導監督の実務経験証明書**

下記の者は、電気通信工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

**建設工事の種類ごとに作成する。**

**更新の場合は前回提出分の写しで可  
その場合、実務経験の内容を確認する資料は省略可**

三好市・・・  
みよし電気株式会社  
証 明 者 代表取締役 三好 吉男

被証明者との関係 社員 **証明者から見た、  
被証明者との関係を記入する。**

記

技 術 者 の 氏 名	吉野川 澄子		生 年 月 日	昭和××年××月××日	使用された	平成14年 4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	みよし電気株式会社			期 間	令和 3年 3月まで	
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数	
徳島県	52,000千円	監督	県立学校LANシステム工事		平成18年 5月から平成18年12月まで	
徳島県	79,500千円	工事課長	県西地域光ケーブル設置工事		平成19年 4月から平成20年 8月まで	
徳島県	89,450千円	〃	県南地域光ケーブル設置工事		平成21年 6月から平成23年 2月まで	
<b>1件の請負代金が4,500万円以上の元請工事について記入する。 ※欄外の記載要領1を参照</b>						
<b>証明者は原則として使用者とする。 ただし、使用者の証明が得られない正当な理由がある場合は、 その理由を記載し、証明書に記載された事実を証明し得る他の者の証明を得ること。 【例】平成〇年〇月 会社解散のため、令和〇年〇月 事業主死亡のため</b>						
					<b>各工事の期間の合計を記入し、2年以上になること。</b>	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由					合計	満 3年 10月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

メモ

- この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第15条第2号ロに該当する者です（指定建設業7業種は除く。）。
- 指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。  
なお、この経験は発注者から直接請け負った建設工事に関する経験であり、下請負人としての経験は含みません。

(18) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

様式第十一号 (第四関係) (用紙A4)

**建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表**  
令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	フリ 氏	カナ 名
鳴門支店	支店長	<small>トシ</small> 眉山	<small>ノブ</small> 望
		氏名には必ずフリガナを付けること。	

メモ

この表は、支配人及び従たる営業所の代表者（建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者）について作成します。

(19) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

様式第十二号 (第四関係) (用紙A4)

許可申請者  $\left( \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書 不要なものを消す。

住 所	徳島市・・・		
氏 名	徳島 五郎	生 年 月 日	昭和××年××月××日生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし <span style="float: right; background-color: yellow;">建設業の行政処分や行政罰はもちろん、その他の賞罰についても記入すること。該当がなければ「なし」と記入する。</span>	
		顧問、相談役、株主等については、「賞罰」の欄及び確認欄への記入は不要	
上記のとおり相違ありません。			
	令和 年 月 日	氏 名	徳島 五郎

記載要領

- 1 「  $\left( \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

メモ

この調書は、法人の場合、「役員等の一覧表」（様式第1号別紙1）に記載した役員等全員について、個人の場合は事業主について作成します。

(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第十三号 (第四条関係) (用紙A4)

**建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書**

住	所	鳴門市・・・		
氏	名	眉山 望	生 年 月 日	昭和××年××月××日生
當 業 所	名	鳴門支店		
職	名	支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		建設業の行政処分や行政罰はもちろん、その他の賞罰についても記入すること。 該当がなければ「なし」と記入する。		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 年 月 日	氏 名 眉山 望	

記載要領  
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

メモ

この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第11号)に記載した全員について作成します。

ただし、役員が令3条の使用人を兼ねている場合、「許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書」(様式第12号)をもってこれに替えることができます。

(21) 株主(出資者)調書

様式第十四号 (第四条関係) (用紙A4)

**株 主 (出 資 者) 調 書**

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
徳島 五郎	徳島市・・・	2,000株
徳島 一郎	徳島市・・・	1,000株
徳島 三郎	阿波市・・・	800株
株式会社トクシマ	徳島市・・・	300株

株数を記入する場合は「〇〇株」とし、出資の価額を記入する場合は「〇〇円」とすること。  
※単位を必ず記入すること。

株主(出資者)が法人の場合はその商号又は名称を、  
個人の場合はその者の氏名を記入する。

記載要領  
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

メモ

- ① この調書（様式第14号）は、許可申請者が法人である場合に作成します。
- ② 該当する株主（出資者）が個人の場合は「役員等の一覧表」（様式第1号別紙1）への記入が必要となり、併せて「許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書」（様式第12号）も忘れず作成してください。

(22) 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）		(用紙A4)
営 業 の 沿 革		
創業以後の沿革	昭和××年 ××月 ××日	創業 <span style="background-color: yellow;">創業は、事業(建設業以外の事業も含む。)を開始した日付を記入する。</span>
	平成 ×年 ××月 ××日	株式会社とくしま建設工業に組織変更
	平成××年 ××月 ××日	資本金を3,000万円に増額
	平成××年 ××月 ××日	鳴門支店を開設
	年 月 日	
	年 月 日	
建設業の登録及び許可の状況	平成 ×年 ××月 ××日	徳島県知事許可（般-××）00××××号 （土木、とび・土工について許可取得）
	平成××年 ××月 ××日	徳島県知事許可（般-××）00××××号 （建築を追加取得）
	平成××年 ××月 ××日	徳島県知事許可（特-××）00××××号 （土木、とび・土工）
	年 月 日	<span style="background-color: yellow;">更新については記入しない。</span>
	年 月 日	
賞罰	平成 ×年 ××月 ××日	廃棄物処理法違反により平成×年××月××日から30日間の営業停止処分
	令和 ×年 ××月 ××日	徳島県優良工事表彰
	年 月 日	<span style="background-color: yellow;">建設業の行政処分や行政罰はもちろん、その他の賞罰についても記入すること。該当がなければ「なし」と記入する。</span>
	年 月 日	
記載要領		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。</li> <li>2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。</li> <li>3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。</li> </ol>		

(23) 所属建設業者団体

様式第二十号の三 (第四条関係)		(用紙A4)	
<b>所 属 建 設 業 者 団 体</b>			
団 体 の 名 称		所 属 年 月 日	
一般社団法人徳島県建設業協会		平成××年××月××日	
<b>未加入の場合は「なし」と記入する。</b>			
記載要領 「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。			

(24) 主要取引金融機関名

様式第二十号の三 (第四条関係)				(用紙A4)	
<b>主 要 取 引 金 融 機 関 名</b>					
政 府 関 係 金 融 機 関		普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行		株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	
		吉野川銀行徳島支店		眉山信用金庫本店	
そ の 他 の 金 融 機 関					
記載要領 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。 (例 ○○銀行○○支店)					



## 5 必要書類の詳細

### (1) 定款の写し（法人のみ）

会社保有の現行定款と同一内容の写しを提出してください。

### (2) 財務諸表

法人は様式第15号から第17号の3までを、個人は様式第18号及び第19号を使用し、記載要領を参考に作成してください。

#### メモ

- ① 法人の新規開業で最初の事業年度が終了していない場合は、開始貸借対照表を提出してください。
- ② 様式第17号の3は、資本金1億円超又は負債の部計上額が200億円以上の株式会社について提出が必要です。

### (3) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書

（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）

法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨を証明する登記事項証明書（登記されていないことの証明書）が必要です。

登記されていないことの証明書が提出できない場合は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。

#### メモ

- ① 徳島地方法務局（戸籍課）088-622-4171
- ② 診断書様式はホームページに掲載していますので御利用ください。

### (4) 身分証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について、成年被後見人又は被保佐人に該当せず、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書が必要です。

#### メモ

本籍地の市区町村の戸籍事務担当課で発行されます。

## 身分証明書の見本

身 分 証 明 書	
本 籍	
本人氏名	
生年月日	
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
1. 後見の登記の通知を受けていない。	
1. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
年 月 日	
市区町村長	〇〇 〇〇 <input type="checkbox"/>

3つの事項を  
全て証明すること。

### (5) 登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

法人の場合に提出します。また、個人事業主で登記上の支配人がいる場合にはその謄本を提出してください。

### (6) 納税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

法人は「法人事業税」及び「特別法人事業税」について、個人は「個人事業税」について、直前1年の事業年度分に係る納税証明書を提出してください。

#### メモ

- ① 東部県税局又は各総合県民局で発行されます。
- ② 納税証明書は、納付すべき額及び納付済額が証明されているものに限りです。
- ③ 法人の新規開業で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書が提出できない場合は、東部県税局等に提出した「法人設立届出書」の写しを提出してください。個人の場合は税務署に提出した「事業開始届」の写しを提出してください。

(7) 常勤役員等証明書（県様式1）

申請日前3か月内に撮影した写真を貼付してください。

また、本人確認を行いますので、申請時又は処理期間内に、顔写真のある公的機関が発行した身分証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちの上、窓口へお越しください。

メモ

この証明書は、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）のほか、常勤役員等を直接に補佐する者についても作成してください。

(8) 常勤役員等（経營業務管理責任者等）の常勤性の確認資料

法 人	個 人
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し  ※75歳以上の方の場合は次の書類 ・住民税特別徴収税額通知書の写し（なければ法人の税務申告の写し及び決算報告書）	健康保険被保険者証の写し

※ 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等と専任技術者とを同一人が兼ねる場合、専任技術者の常勤性の確認資料は不要です。

メモ

個人情報保護の観点から、被保険者証等に記載されている被保険者等記号・番号等については、復元できない程度にマスキングを施した上で御提出ください。

(9) 常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての経験が確認できる資料

	経験した地位	期間	確認書類
経營業務の管理責任者としての地位	規則第7条第1号イ(1)に該当する場合		
	法人の取締役、執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種組合等の理事等	5 年 以 上	①登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等 ②建設業許可通知書の写し（許可のない期間中の経験については、工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年））
	事業主		①確定申告書の写しで税務署の受付印があるもの（電子申告を行った場合は受信通知等が必要） ※確定申告書の写しを紛失している場合は、その年については所得課税証明書（市町村発行）で代用可 ②建設業許可通知書の写し（許可のない期間中の経験については、工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年））
	事業主の支配人		①支配人登記簿謄本 ②確定申告書の写しで税務署の受付印があるもの（電子申告を行った場合は受信通知等が必要） ※確定申告書の写しを紛失している場合は、その年については所得課税証明書（市町村発行）で代用可 ③建設業許可通知書の写し（許可のない期間中の経験については、工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年））
令3条に規定する使用人（支店長、営業所長等）	①支店長名で締結した工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年） ②建設業許可通知書の写し ③許可申請書類（営業所一覧表（様式第1号別紙2(1)又は(2)）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号））		
経營業務管理責任者に準ずる地位での経験	規則第7条第1号イ(2)又は(3)に該当する場合		
	執行役員	5 年 以 上	①組織図 ②業務分掌規程 ③定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会議事録 ④人事発令書 ⑤その他必要な書類 ※個別に御相談ください。
	本店部長、支店次長等（原則として大企業）	6 年 以 上	①組織図 ②業務分掌規程、稟議書の写し ③人事発令書 ④その他必要な書類 ※個別に御相談ください。
	事業主の配偶者・子等	上	①戸籍謄本 ②被承継人の確定申告書の写しで承継人が専従者であることが分かり、税務署の受付印があるもの（電子申告を行った場合は受信通知等が必要）

	経験した地位	期間	確認書類
直接に補佐する者を置く常勤役員等	規則第7条第1号口に該当する場合		
	法人の取締役、執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種組合等の理事等	※1	①登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等 ②建設業許可通知書の写し（許可のない期間中の経験については、工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年））
	事業主		①確定申告書の写しで税務署の受付印があるもの（電子申告を行った場合は受信通知等が必要） ※確定申告書の写しを紛失している場合は、その年については所得課税証明書（市町村発行）で代用可 ②建設業許可通知書の写し（許可のない期間中の経験については、工事請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件/年））
建設業に関し、役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当した者に限る。）	※2	①組織図 ②業務分掌規程、稟議書の写し ③人事発令書 ④建設業に関する役員等の経験を証する書類（上記参照） ⑤その他必要な書類 ※個別に御相談ください。	

※1 5年以上（うち建設業に関する役員等の経験2年以上を含む。）

※2 建設業に関する役員等の経験2年以上を合わせ、5年以上

メモ

経営業務管理責任者としての経験を証明する者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者又は個人事業主（使用者）であること。

正当な理由により、上記の者の証明が得られず、当時の役員等からの証明も得られない場合は、自己証明になります。この場合、「備考」の欄にその理由を記入し、当該事実を証明し得る第三者の証明書を添付すること。

また、個人事業主として建設業を自営していた者が許可を得るに当たり経営業務の管理責任者に就く場合も自己証明となります。

(10) 常勤役員等を直接に補佐する者・専任技術者の常勤性の確認資料

法 人	個 人
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し  ※75歳以上の方の場合は次の書類 ①住民税特別徴収税額通知書の写し（ない場合は源泉徴収簿又は源泉徴収票の写し） ②出勤簿、賃金台帳（原本提示）	①健康保険被保険者証の写し ②雇用保険被保険者通知書の写し（事業主及び親族を除く。）

※ 常勤役員等を直接に補佐する者（以下「役員を補佐する者」という。）と専任技術者を同一人が兼ねる場合、専任技術者の常勤性の確認資料は不要です。

メモ

- ① 個人情報保護の観点から、被保険者証等に記載されている被保険者等記号・番号等については、復元できない程度にマスキングを施した上で御提出ください。
- ② 役員を補佐する者が営業所の専任技術者の要件を備える場合、同一営業所内（原則として本社又は本店等）に限り、当該技術者を兼ねることができます。

(11) 役員を補佐する者としての位置付けが確認できる資料

会社の組織図を提出してください。なお、組織図は全社的なものを含み、役員を補佐する者の位置付けを明確にする必要があります。

メモ

- ① 財務管理、労務管理又は業務運営の経験は、許可を申請しようとする建設業者における経験に限られますが、これらのうち、複数の業務経験を有する者がある場合は、その者が一人で複数の業務経験に係る役員を補佐する者を兼ねることができます。  
また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち、複数の業務を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計上して構いません。
- ② 役員を補佐する者の証明書は、原則として使用者であること。

(12) 専任技術者証明書（県様式2）

申請日前3か月内に撮影した写真を貼付してください。

また、本人確認を行いますので、申請時又は処理期間内に、顔写真のある公的機関が発行した身分証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちの上、窓口へお越しください。

(13) 技術者要件を証明する資料

【一般建設業の場合】法7条第2号該当


	法定書類	専任技術者の実務経験を確認する資料
イ	①実務経験証明書（様式第9号） ②卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し	実務経験の内容が確認できるもの ・証明者が建設業許可を有する場合 →証明期間中に係る建設業許可通知書の写し ・証明者が建設業許可を有していない場合 →証明期間中に施工した工事の請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件／年）
ロ	実務経験証明書（様式第9号）	実務経験の内容が確認できるもの ・証明者が建設業許可を有する場合 →証明期間中に係る建設業許可通知書の写し ・証明者が建設業許可を有していない場合 →証明期間中に施工した工事の請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件／年）
ハ	①資格証明書等の写し <u>資格取得後に実務経験を要する資格の場合</u> ②実務経験証明書（様式第9号）	<u>資格取得後に実務経験を要する資格の場合</u> 実務経験の内容が確認できるもの ・証明者が建設業許可を有する場合 →証明期間中に係る建設業許可通知書の写し ・証明者が建設業許可を有していない場合 →証明期間中に施工した工事の請負契約書の写し又は請負契約証明書（1件／年）

【特定建設業の場合】法第15条第2号該当

	法定書類	指導監督の実務経験を確認する資料
イ	①資格証明書等の写し	
ロ	①上記【一般建設業の場合】の表に掲げた法定書類（該当するものいずれか） ②指導監督の実務経験証明書（様式第10号）  ※ロは指定建設業（7業種）を除く。	A) 指導監督の実務経験の内容が確認できるもの →指導監督の実務経験証明書に記載した全ての工事の契約書の写し B) 上記【一般建設業の場合】の表に掲げた専任技術者の実務経験を確認する資料  ※実務経験を要しない資格の場合はB)不要
ハ	大臣認定書の写し	

メモ

監理技術者資格者証の写しの提出により、技術者要件を満たすことが確認できる場合、上記資料は省略できます。

 「資格取得後に実務経験を要する資格」とは？

第二種電気工事士	: 免状交付後 3 年
電気主任技術者	: 免状交付後 5 年
電気通信主任技術者	: 資格者証交付後 5 年
地すべり防止工事士	: 登録後 1 年
建築設備士	: 資格取得後 1 年
1 級計装士	: 合格後 1 年
給水装置工事主任技術者	: 免状交付後 1 年
職業能力開発促進法の技能検定 2 級合格者	: 合格後 3 年 (平成15年度以前の合格者は1年)

(14) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況確認資料

健康保険及び厚生年金保険の加入状況については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し若しくは「納入証明書」の写し又はこれに準ずる資料（「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し）の提出により確認します。

雇用保険の加入状況については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し又はこれらに準ずる資料（「労働保険料等（雇用）納付済証明書」）により確認します。

メモ

健康保険に関し、年金事務所長の承認を受けて「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合は、年金事務所発行の「適用除外証明書」又は保険組合発行の「領収証書」若しくは「納入証明書」等の提出により確認します。

(15) 営業所の状況（申請日前3か月内に撮影した写真を貼付すること。）

県様式 3・・・営業所の外観

建物全体（入口付近）が確認できるもの 1 枚

商号・看板（新規）・標識（更新等）が確認できるもの 1 枚

県様式 4・・・営業所の内部

什器備品（電話・机等）が確認できるもの 1 枚

帳簿類が確認できるもの 1 枚

県様式 5・・・機械器具、保管資材（保有している場合は各 1 枚）

メモ

県様式 3 に、営業所を使用する権原（自己所有・賃貸借等の別）についてチェックすること。



## 【資料1】 指定学科一覧表

許 可 業 種	法第7条第2号イに該当するために必要な指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

### メモ

許可を受けようとする建設工事に関し、学校教育法による高校の場合は上記指定学科を卒業後5年以上の、大学（高等専門学校を含む。）の場合は上記指定学科を卒業後3年以上の実務経験が必要です。（有資格コード「01」を使用）

また、上記の指定学科を卒業した高度専門士は大学卒業相当、専門士は短大卒業程度、それ以外の専修学校の専門課程（指定学科）を卒業した者は高校卒業相当になります。（有資格コード「99」を使用）







### 【資料3】 有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8\*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号イ該当			2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号ロ該当			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	3	3					3	3	3	3												3					
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9			9						9																
	1F	1級建設機械施工管理技士補																										
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				8																						
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																										
	13	1級土木施工管理技士（注1）	9		8	8	9	9	8		8	9	8	9	9		9	8		8		8		8		9	8	9
	1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	14	2級土木施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	1J	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	15	2級土木施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	1K	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	16	2級土木施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	1L	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8		8		8	8	8
	20	1級建築施工管理技士（注1）	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	21	2級建築施工管理技士	種別	建築（注1）	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	22			躯体（注1）	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	23			仕上げ	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	27	1級電気工事施工管理技士							9											8								8
	2E	1級電気工事施工管理技士補																		8								8
	28	2級電気工事施工管理技士																		8								8
	2F	2級電気工事施工管理技士補																		8								8
	29	1級管工事施工管理技士								9		8	8	8	8		8	8		8	8		8	8	8	8	8	8
	2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8	8		8	8		8	8		8	8	8	8	8	8
	30	2級管工事施工管理技士										8	8	8	8		8	8		8	8		8	8	8	8	8	8
	3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8	8		8	8		8	8		8	8	8	8	8	8
	31	1級電気通信工事施工管理技士																				9						
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																											
32	2級電気通信工事施工管理技士																				8							
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																											
33	1級造園施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		9	8	8	8	8	8	8	
3D	1級造園施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	
34	2級造園施工管理技士			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	
3E	2級造園施工管理技士補			8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	
建築士法	37	1級建築士	9	9		9		9	9										9									
	38	2級建築士		8		8		8											8									
	39	木造建築士		8																								
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（注2）	9		9		9				9	9										9					9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注2）	9		9		9			9	9												9				9	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9		9																							
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9														9						
	45	機械・総合技術監理（機械）																			9							
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9												9							
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																		9	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																9		9	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9		9								9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																					9					





## < 3 許可取得後の留意点 >

### 1 標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次に示す標識を掲げなければなりません。

#### 【店舗に掲げる標識】

35 cm 以上 	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			徳島県知事許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業				
40 cm 以上				

#### 【建設工事の現場ごとに掲げる標識】

25 cm 以上 	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	徳島県知事( )第 号		
許可年月日				
35 cm 以上				

#### 標識の記載要領

- ① 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ② 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- ③ 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ④ 建設工事の現場ごとに掲げる標識の「許可を受けた建設業」の欄は、当該現場で行っている建設工事に係る業種を記載すること。



## 2 変更等の届出

許可を受けた後、次の事項に該当する場合は、(2)に掲げる書類を届出期限内に提出する必要があります。

### (1) 変更事由及び届出期限

変 更 事 項		届出期限
経営体制に関する事項	No.1 規則第7条第1号イ又はロに該当する者として証明された常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の氏名に変更があったとき。	2週間以内
	No.2 規則第7条第1号イ又はロに該当する者として証明された常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を変更したとき。	
	No.3 役員を補佐する者の氏名に変更があったとき。	
	No.4 役員を補佐する者を変更したとき。	
	No.5 経営能力に関する基準（規則第7条第1号イ、ロ又はハ）を満たさなくなったとき。	
社会保険加入に関する事項	No.6 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の記載事項に変更があったとき（変更が従業員数のみである場合を除く。）。	
営業所の専任技術者に関する事項	No.7 専任技術者を変更したとき（有資格区分の変更を含む。）。	
	No.8 専任技術者の氏名に変更があったとき。	
	No.9 専任技術者を欠いたとき。	
令3条の使用人に関する事項	No.10 令3条の使用人が就任・退任したとき又は令3条の使用人を変更したとき。	
欠格要件	No.11 欠格要件に該当したとき。	
企業の基本情報に関する事項	No.12 商号又は名称を変更したとき。	
	No.13 資本金額又は出資総額に変更があったとき。	
営業所に関する事項	No.14 営業所の名称・所在地を変更したとき。	30日以内
	No.15 営業所を新設したとき。	
	No.16 営業所を廃止したとき。	
	No.17 営業所の業種を追加したとき。	
	No.18 営業所の業種を廃止したとき。	

変 更 事 項		届出期限
法人の役員等 (法人の役員、顧問、 相談役又は株主等) に関する事項	No.19 役員等の就任	30日以内  株主等に変更があった場合は、 変更を覚知してから30日以内
	No.20 役員等の退任	
	No.21 役員等の氏名に変更があったとき又は役職名を変更したとき。	
個人事業主に 関する事項	No.22 支配人の就任	
	No.23 支配人の退任	
	No.24 個人事業主又は支配人の氏名に変更があったとき。	
決算報告	No.25 事業年度が終了したとき。	4か月以内

メモ

- ① 電話番号、郵便番号の変更は法定の届出事項ではありませんが、「変更届出書」(様式第22号の2・第1面)による届出をお願いします。
- ② 入札参加資格審査申請を行っている場合は、変更事項に応じて、入札参加資格審査申請書変更届の提出も行ってください。

## (2) 提出書類一覧

次の「提出書類A」及び「提出書類B」をそれぞれ別綴じ（ホチキス留め）にして、主たる営業所を管轄する庁舎へ提出してください。

なお、各書類は副本を作成し、正本と一緒に提出してください。副本は受付印を押印し、返却します。

変更事項	提出書類A (法定様式・添付書類)	提出書類B (入力用・確認書類)
No.1 規則第7条第1号イ又はロに該当する者として証明された常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の氏名に変更があったとき。	①変更届出書（様式第22号の2・第一面） ②常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ③常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2・第一面） ④役員等の一覧表（様式第1号別紙1）  ※②、③は該当するものを提出	A 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（左欄②の写し） B 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（左欄③の写し） C 戸籍抄本  ※ A、B は該当するものを提出
No.2 規則第7条第1号イ又はロに該当する者として証明された常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を変更したとき。	①変更届出書（様式第22号の2・第一面） ②常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ③常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2・第一面から第四面まで） ④常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙1） ⑤常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2） ⑥役員等の一覧表（様式第1号別紙1）  ※②、③は該当するものを提出 ※⑤は③を提出した場合に必要	A 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（左欄②の写し） B 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（左欄③の写し） C 常勤役員等証明書（県様式1） D 常勤性の確認資料 → P.47、P.50 を参照 E 常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての経験が確認できる資料 → P.48 ～を参照 F 補佐する者としての位置付けが確認できる資料 → P.50 を参照  ※ A、B は該当するものを提出 ※ F は B を提出した場合に必要。 また役員を補佐する者についても C、D を作成・提出すること。
No.3 役員を補佐する者の氏名に変更があったとき。	①変更届出書（様式第22号の2・第一面） ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2の該当する面）	A 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（左欄②の写し） B 戸籍抄本
No.4 役員を補佐する者を変更したとき。	①変更届出書（様式第22号の2・第一面） ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2の該当する面） ③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2）	A 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（左欄②の写し） B 常勤役員等証明書（県様式1） C 常勤性の確認資料 → P.50 を参照 D 補佐する者としての位置付けが確認できる資料 → P.50 を参照

変 更 事 項	提出書類 A (法定様式・添付書類)	提出書類 B (入力用・確認書類)
No.5 経営能力に関する基準 (規則第7条第1号イ、ロ又はハ)を 満たさなくなったとき。	届出書 (様式第22号の3) ※廃業届 (様式第22号の4) が必要	
No.6 健康保険等の加入 状況 (様式第7号の3) の 記載事項に変更があ ったとき (変更が従 業員数のみである場 合を除く。)	健康保険等の加入状況 (様式第7号の3)	A 健康保険等の加入状況 (左欄の写し) B 健康保険・厚生年金保険・雇用 保険の加入状況確認資料
No.7 専任技術者を変更し たとき (有資格区分 の変更を含む。)	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号) ③専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4) ④技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照  ※専任技術者の営業所間の異動の 場合、担当する業種に変更が なければ④は不要	A 専任技術者証明書 (新規・変更) (左欄②の写し) B 専任技術者証明書 (県様式2) C 常勤性の確認資料 → P.50 を参照 D 技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照  ※営業所間の異動のみを届け出る 場合は B、C、D 不要 ※有資格区分の変更のみを届け出 る場合は B、C 不要
No.8 専任技術者の氏名に 変更があったとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4)	A 変更届出書 (左欄①の写し) B 戸籍抄本
No.9 専任技術者を欠いた とき。	届出書 (様式第22号の3) ※廃業届 (様式第22号の4) 又は No.16 若しくは No.18 の届出が必要	
No.10 令3条の使用人が 就任・退任したとき 又は令3条の使用人を 変更したとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②誓約書 (様式第6号) ③令3条に規定する使用人の一覧 表 (様式第11号) ④令3条に規定する使用人に関す る調書 (様式第13号) ⑤登記されていないことの証明書 又は医師の診断書 → P.45 を参照 ⑥身分証明書 → P.45 を参照  ※令3条の使用人に就任した者が 既に届出者の役員である場合は ④、⑤、⑥不要 ※退任の場合は①、③のみ提出	変更届出書 (左欄①の写し)

変 更 事 項	提出書類 A (法定様式・添付書類)	提出書類 B (入力用・確認書類)
No.11 欠格要件に該当したとき。	届出書 (様式第22号の3)	
No.12 商号又は名称を変更したとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②履歴事項全部証明書	変更届出書 (左欄①の写し)
No.13 資本金額又は出資総額に変更があったとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②登記事項証明書	変更届出書 (左欄①の写し)
No.14 営業所の名称・所在地を変更したとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②登記事項証明書  ※商業登記の変更を必要としない場合は②不要	A 変更届出書 (左欄①の写し) B 営業所の確認資料 (所在地を変更したとき) → P.52 を参照  ※名称変更の場合は B 不要
No.15 営業所を新設したとき。  ※ No.7、 No.10 を参照	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面、第二面) ②登記事項証明書 【専任技術者関係】 ③専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号) ④専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4) ⑤技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照 【使用人関係】 ⑥誓約書 (様式第6号) ⑦令3条に規定する使用人の一覧表 (様式第11号) ⑧令3条に規定する使用人に関する調書 (様式第13号) ⑨登記されていないことの証明書又は医師の診断書 → P.45 を参照 ⑩身分証明書 → P.45 を参照  ※商業登記の変更を必要としない場合は②不要	A 変更届出書 (左欄①の写し) B 営業所の確認資料 → P.52 を参照 C 専任技術者証明書 (新規・変更) (左欄②の写し) D 専任技術者証明書 (県様式2) E 常勤性の確認資料 → P.50 を参照 F 技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照
No.16 営業所を廃止したとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面、第二面) ②届出書 (様式第22号の3)	
No.17 営業所の業種を追加したとき。	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面、第二面) ②専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号) ③専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4) ④技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照	A 変更届出書 (左欄①の写し) B 専任技術者証明書 (県様式2) C 常勤性の確認資料 → P.50 を参照 D 技術者要件を証明する資料 → P.51 を参照

変 更 事 項	提出書類 A (法定様式・添付書類)	提出書類 B (入力用・確認書類)
No.18 営業所の業種を廃止したとき。	①変更届出書(様式第22号の2・第一面、第二面) ②届出書(様式第22号の3) ③専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号)  ※②、③は該当するものを提出。 ②は後任の専任技術者がいない場合(専任技術者の削除)、③は専任技術者の交代又は他の業種については引き続き行う場合に提出	A 変更届出書(左欄①の写し) B 届出書(左欄②の写し) C 専任技術者証明書(新規・変更)(左欄③の写し)  ※B、Cは該当するものを提出
No.19 役員等の就任	①変更届出書(様式第22号の2・第一面) ②役員等の一覧表(様式第1号別紙1) ③誓約書(様式第6号) ④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書 → P.45 を参照 ⑥身分証明書 → P.45 を参照 ⑦登記事項証明書  ※相談役、顧問、株主等は④の賞罰欄及び確認欄の記入不要 ※相談役、顧問、株主等は⑤、⑥、⑦不要	変更届出書(左欄①の写し)
No.20 役員等の退任	①変更届出書(様式第22号の2・第一面) ②役員等の一覧表(様式第1号別紙1) ③登記事項証明書	変更届出書(左欄①の写し)
No.21 役員等の氏名に変更があったとき又は役職名を変更したとき。	①変更届出書(様式第22号の2・第一面) ②許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ③登記事項証明書(法人の場合又は支配人の氏名に変更があった場合)	A 変更届出書(左欄①の写し) B 戸籍抄本(氏名に変更があったとき)
No.22 個人事業主又は支配人の氏名に変更があったとき。		
No.23 支配人の就任	①変更届出書(様式第22号の2・第一面) ②誓約書(様式第6号) ③令3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ④令3条に規定する使用人に関する調書(様式第13号) ⑤登記されていないことの証明書又は医師の診断書 → P.45 を参照 ⑥身分証明書 → P.45 を参照 ⑦登記事項証明書	変更届出書(左欄①の写し)

変 更 事 項	提出書類 A (法定様式・添付書類)	提出書類 B (入力用・確認書類)
No.24 支配人の退任	①変更届出書 (様式第22号の2・第一面) ②登記事項証明書	変更届出書 (左欄①の写し)
No.25 事業年度が終了したとき。	①決算変更届出書 (表紙) ②工事経歴書 (様式第2号) ③直前3年の各事業年度における 工事施工金額 (様式第3号) ④財務諸表 (様式第15～19号) ⑤使用人数 (様式第4号) ⑥令3条に規定する使用人の一覽 表 (様式第11号) ⑦健康保険等の加入状況 (様式第7号の3) ⑧納税証明書 (事業税及び特別法人事業税) ⑨事業報告書 (株式会社のみ) ⑩定款の写し  ※⑤、⑥、⑦、⑩は変更があった 場合のみ提出	

### 3 廃業届

許可を受けた建設業を廃止した場合は、**30日以内**に廃業届 (様式第22号の4) を提出しなければなりません。

廃業等の届出事項	届 出 者	確 認 書 類
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき (相続人が相続の認可の申請をしなかったときに限る。)	相続人	戸籍謄本 (個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できるもの)
法人が合併により消滅したとき (消滅までに合併の認可がなされなかったときに限る。)	役員であった者	当該法人の役員であったことが確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書
法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人	裁判所発行の破産管財人資格証明書
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。	清算人	当該法人の清算人であることが確認できる履歴事項全部証明書
許可を受けた建設業を廃止したとき (譲渡又は分割の認可を受けたときを除く。)	法人：役員 個人：本人	手続における押印の廃止に伴い、届出者の本人確認を行います。

メモ

- ① 手続における押印の廃止に伴い、廃業届の受理の際には届出者の本人確認を行います（許可を受けた建設業を廃止したときに限る。）ので、原則として、廃業届の提出は、法人にあってはその役員、個人にあっては本人がお持ちください。
- ② 一部の業種の廃業の場合は、「廃業届」（様式第22号の4）、「変更届出書」（様式第22号の2）のほか、「専任技術者証明書（新規・変更）」（様式第8号）又は「届出書」（様式第22号の3）を提出する必要があります。





(第2面)

【従たる営業所の所在地の変更】

(用紙A4)

(第二面)

区分 項番 3  
 8 1 2 [ 2. 営業しようとする建設業  
 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の  
 の新設 4. 従たる営業所の  
 の廃止 ]

大臣コード

許可番号 項番 3  
 8 2 3 6 国土交通大臣 許可 (一般 - 0 1) 第 0 0 × × × × 号 令和 0 1 年 × × 月 × × 日  
 徳島県知事

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。  
 (主たる営業所) ※許可番号は右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

営業しようとする建設業 項番 3  
 8 3 [ 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )  
 3 5 10 15 20 25 30 ( 2. 特定 )  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ セイブエイギョウシヨ  
 8 4 西 部 営 業 所 [ 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40 ]

市町村コードはP.22を参照し記入すること。

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 6 2 0 7 都道府県名 徳島県 市区町村名 美馬市

従たる営業所の所在地 8 6 脇 町 [ 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40 ]

郵便番号 8 7 × × × - × × × × 電話番号 × × × × - × × × × × × [ 3 5 6 10 15 20 ] 左詰め

営業しようとする建設業 8 8 [ 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )  
 3 5 10 15 20 25 30 ( 2. 特定 )  
 変更前

項番「85」から項番「88」は、変更があった事項のみ記入する。変更がなければ空欄にておく。

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ  
 8 4 [ 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40 ]

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 [ 3 5 ] 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 [ 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40 ]

郵便番号 8 7 [ 3 5 6 ] 電話番号 [ 10 15 20 ]

営業しようとする建設業 8 8 [ 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )  
 3 5 10 15 20 25 30 ( 2. 特定 )  
 変更前

【従たる営業所の新設】

(用紙A4)

(第二面)

区分 <sup>項番</sup><sup>3</sup> ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所  
の新設 4. 従たる営業所  
の廃止 )

大臣知事コード

許可番号 <sup>項番</sup><sup>3</sup><sup>6</sup> 国土交通大臣 許可 ( 般 -  ) 第  号 令和 <sup>11</sup><sup>13</sup> 年  月  日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(略)

(従たる営業所)

フリガナ ナンブエイギョウシヨ

従たる営業所の称 <sup>3</sup><sup>5</sup> 南 部 営 業 所 <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>23</sup><sup>25</sup><sup>30</sup><sup>35</sup><sup>40</sup>

従たる営業所の所在地市区町村コード <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>8</sup><sup>7</sup> 都道府県名 徳島県 市区町村名 海部郡

従たる営業所の所在地 <sup>3</sup><sup>5</sup> 美 波 町 <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>23</sup><sup>25</sup><sup>30</sup><sup>35</sup><sup>40</sup>

郵便番号 <sup>3</sup><sup>5</sup> <sup>6</sup><sup>×</sup><sup>×</sup> - <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup> 電話番号 <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup>

営業しようとする建設業 <sup>3</sup><sup>5</sup> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )  
2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 ( 2. 特定 )

変更前 <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup>

【従たる営業所の廃止】

(用紙A4)

(第二面)

区分 <sup>項番</sup><sup>3</sup> ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所  
の新設 4. 従たる営業所  
の廃止 )

大臣知事コード

許可番号 <sup>項番</sup><sup>3</sup><sup>6</sup> 国土交通大臣 許可 ( 般 -  ) 第  号 令和 <sup>11</sup><sup>13</sup> 年  月  日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(略)

(従たる営業所)

フリガナ ナンブエイギョウシヨ

従たる営業所の称 <sup>3</sup><sup>5</sup> 南 部 営 業 所 <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>23</sup><sup>25</sup><sup>30</sup><sup>35</sup><sup>40</sup>

従たる営業所の所在地市区町村コード <sup>3</sup><sup>5</sup> 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 <sup>3</sup><sup>5</sup> <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>23</sup><sup>25</sup><sup>30</sup><sup>35</sup><sup>40</sup>

郵便番号 <sup>3</sup><sup>5</sup> <sup>6</sup><sup>×</sup><sup>×</sup><sup>×</sup> - <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup> 電話番号 <sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup>

営業しようとする建設業 <sup>3</sup><sup>5</sup> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )  
2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 ( 2. 特定 )

変更前 <sup>3</sup><sup>5</sup><sup>10</sup><sup>15</sup><sup>20</sup><sup>25</sup><sup>30</sup>

(2) 届出書

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)

0 0 0 0 8

届 出 書

該当するものを○で囲む。以下、同じ。

下記のとおり、  
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった  
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった  
 (3) 専任の技術者を削除した  
 (4) 欠格要件に該当するに至った  
 ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 徳島県知事 殿

不要なものを消す。以下、同じ。

徳島市・・・  
 株式会社万代建設  
 代表取締役 万代 道夫

項番 大臣 コード  
 知事

許可番号 5 1 3 6 国土交通大臣 許可 (一般) 3 0 第 0 0 0 0 × × × × 号 平成 3 0 年 × × 月 × × 日

記

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入すること。  
 ※許可番号は右詰めで記入し、左余白は「0」で埋める。

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

氏名 5 2 3 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合  
 (3) 専任の技術者を削除した場合

氏名 5 3 3 本 樹 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 電、管

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

一部の業種を廃業した際に、廃業しない他の業種については引き続き専任技術者となる場合又は  
 営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し、引き続き専任技術者となる場合は、  
 この様式によらず、「専任技術者証明書(新規・変更)」(様式第8号)により届け出ること。

営業所の名称 建設工事の種類

氏名 5 3 3 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[ ]



## < 4 許可を受けた地位の承継 >

### 1 地位の承継（令和2年10月1日施行）

「（建設業者としての）地位を承継する」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利及び義務について、承継人は被承継人と同じ地位に立つということを意味します。

従前の建設業法には建設業者の地位の承継に関する規定はなく、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直す必要があり、許可が下りるまでの間は軽微な建設工事を除いて建設業を営むことができない空白期間が生じていました。

今回の建設業法改正では、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで建設業許可が切れ目なく承継できるようになりました。

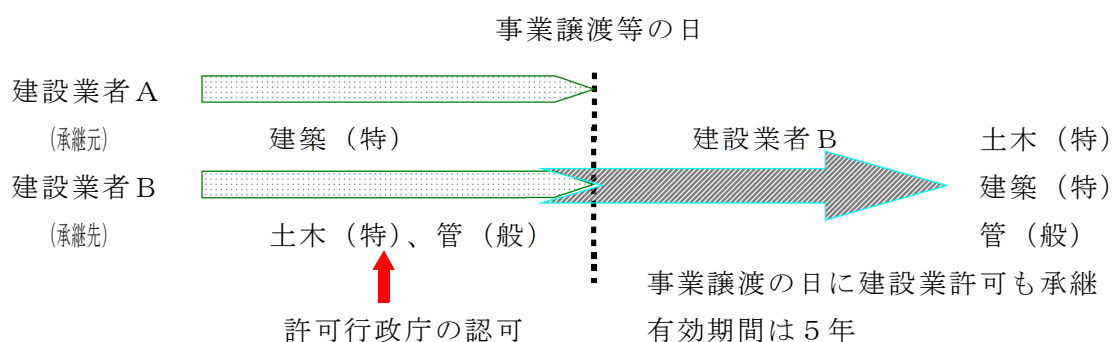
#### メモ

- ① 個人事業主の法人成りや代替わりについても、譲渡に係る認可を受けることにより建設業者としての地位を承継することが可能です。なお、認可によらない場合は新規申請となります。
- ② 個人の建設業者が死亡した場合における「相続」についても、同様の制度が新設されました。

（例） 建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

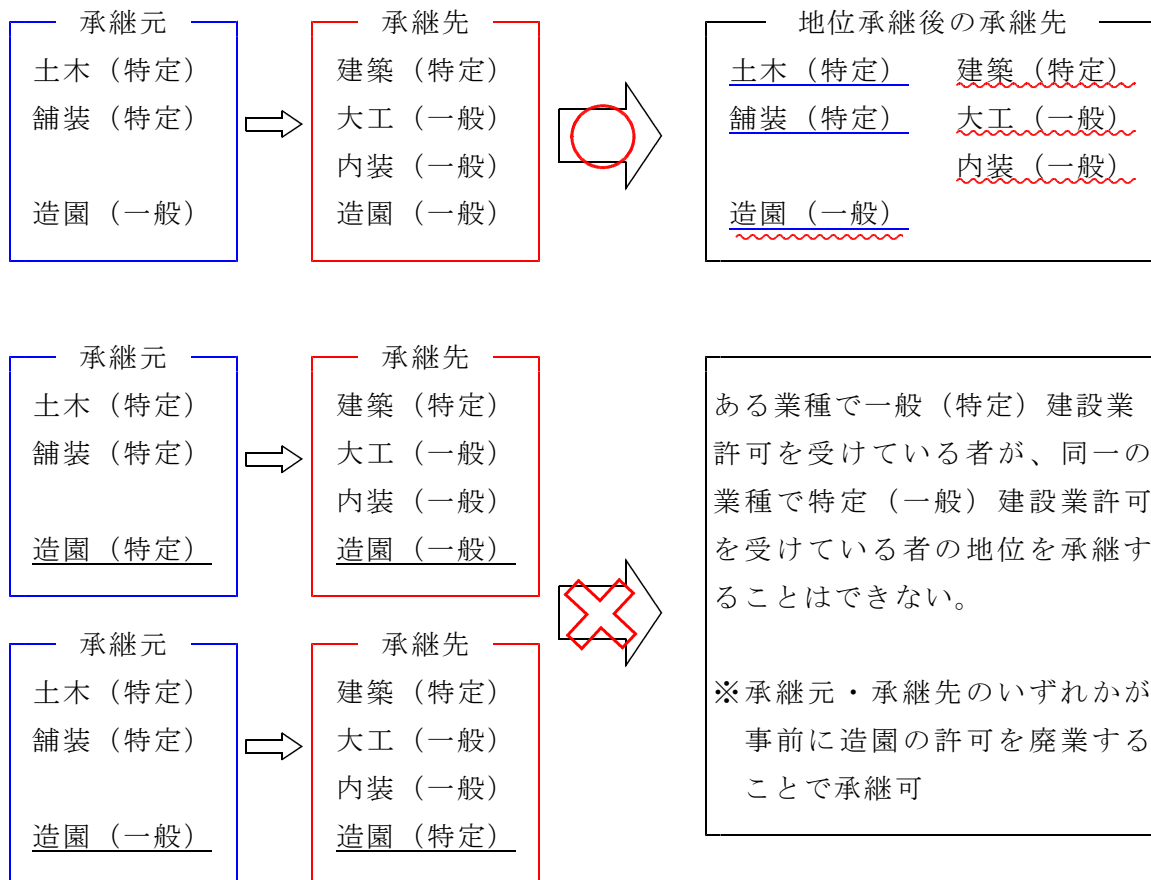
→建設業者Aの有する許可：建築工事業の特定許可

建設業者Bの有する許可：土木工事業の特定許可、管工事業の一般許可



#### メモ

- ① 異業種間の承継も可能です。
- ② 同一業種でも、一般・特定の区分が同じであれば承継可能です。
- ③ 許可を受けている建設業の一部の許可のみの承継は認められません。



## 2 認可申請の手続

### (1) 認可の申請先

徳島県知事の認可を受ける場合、譲渡については譲受人の、合併については存続する法人又は合併により設立される法人の、分割については分割承継法人の、相続については相続人の、主たる営業所を管轄する庁舎へ申請してください。

### (2) 手数料

認可申請に手数料はかかりません。

### (3) 処理期間等

地位の承継には、認可申請の受付日から60日程度の期間を要します（土日、祝祭日を除く。）。申請に当たっては、事前に十分余裕をもって御相談ください。

なお、相続は、被相続人の死亡後**30日以内**に申請する必要があります。

#### (4) 許可の有効期間

許可の有効期間は、譲渡、合併及び分割（以下「譲渡等」という。）の場合、譲渡等の効力発生日から、相続の場合は承継の日から、それぞれ5年目の対応する日までとなります。

それ以降、許可を更新する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から開始し、5年目の対応する日の前日をもって満了します。

### 3 認可申請に必要な書類

次の(1)から(3)に掲げる書類を申請先の庁舎に提出してください。

(1) 法定書類A（提出部数：1部）・・・法定書類Bとは別に紐綴じしてください。

様式番号	名 称	申請区分			
		譲渡	合併	分割	相続
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	△	△	△
第22号の7	合併認可申請書	△	○	△	△
第22号の8	分割認可申請書	△	△	○	△
第22号の10	相続認可申請書	△	△	△	○
上記申請書の別紙1	役員等の一覧表 ※ 法人のみ	○	○	○	△
上記申請書の別紙2	営業所一覧表 (相続の場合は様式番号が別紙1)	○	○	○	○
上記申請書の別紙3	専任技術者一覧表	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	○	○	☆	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	☆	○
第4号	使用人数	○	○	○	○
第6号	誓約書	○	○	○	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●	●	●	●
第15～19号	財務諸表（法人用又は個人用）	○	☆	☆	○
	定款の写し ※ 法人のみ	○	○	○	△
第20号	営業の沿革	○	☆	☆	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	☆	☆	○
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○

【表の見方】（以下（2）、（3）において同じ。）

○：必ず必要な書類

●：該当する場合に必要な書類

△：変更がなければ省略可能な書類

☆：合併存続法人が合併により新設される法人である場合又は

分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合に省略可能な書類



(2) 法定書類B（提出部数：1部）・・・法定書類Aとは別に紐綴じしてください。

様式番号	名 称	申請区分			
		譲渡	合併	分割	相続
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 ※ 規則第7条第1号イに該当する者に限る。	○	○	○	○
別紙	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号イに該当する者に限る。	○	○	○	○
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者に限る。	○	○	○	○
別紙1	常勤役員等の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者に限る。	○	○	○	○
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者に限る。	○	○	○	○
第8号	専任技術者証明書（新規・変更） ※ 承継の前後で専任技術者が変更になる場合は提出。変更届出書（様式第22号の2）は不要	△	△	△	△
	資格証明書等の写し	承 継 の 前 後 で 専 任 技 術 者 が 変 更 に な る 場 合 は 、 該 当 す る も の を 提 出			
第9号	実務経験証明書				
	卒業証明書等				
第10号	指導監督的実務経験証明書				
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●
	登記されていないことの証明書又は医師の診断書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○	○	○	○
	身分証明書 ※ 法人の役員、本人及び建設業法施行令第3条の使用人について提出すること。	○	○	○	○
第14号	株主（出資者）調書 ※ 法人のみ	○	○	○	△
	商業登記法における登記事項証明書	○	☆	☆	●
第22号の6	誓約書（相続の場合は様式番号が第22号の11）	○	○	○	○
	納税証明書	○	☆	☆	○
	譲渡・譲受けに関する契約書の写し	○	△	△	△
	合併契約書の写し及び合併比率説明書	△	○	△	△
	分割契約書の写し及び分割比率説明書 ※ 新設分割の場合は契約書に代えて分割計画書	△	△	○	△
	合併又は分割の方法及び条件が記載された書類	△	○	○	△
	株主総会の決議録等 ※ 法人のみ	○	○	○	△
	申請者以外の相続人の同意書	△	△	△	○
	申請者と被相続人との続柄を証する書類	△	△	△	○

(3) 確認書類等（提出部数：1部）・・・法定書類とは別にホチキス留めしてください。

様式番号	名 称	申請区分			
		譲渡	合併	分割	相続
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（写し）	○	△	△	△
第22号の7	合併認可申請書（写し）	△	○	△	△
第22号の8	分割認可申請書（写し）	△	△	○	△
第22号の10	相続認可申請書（写し）	△	△	△	○
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 （写し） ※ 規則第7条第1号イに該当する者に限る。	○	○	○	○
	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号イに該当する者について作成すること。	●	●	●	●
	常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての経 験が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	●	●	●	●
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する 者の証明書（写し） ※ 規則第7条第1号ロに該当する者に限る。	○	○	○	○
	常勤役員等証明書（県様式1） ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について作成すること。	●	●	●	●
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の 経歴等が確認できる資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者及び補佐する者について提出すること。	●	●	●	●
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）（写し） ※ 承継の前後で専任技術者が変更になる場合は提出。変更届出書（様式第22号の2）は不要	△	△	△	△
	専任技術者証明書（県様式2）	○	○	○	○
	専任技術者の実務経験を確認する資料	承継の前後で専任技術者が変更になる場合は、 必要に応じて該当するものを提出			
	指導監督的実務経験を確認する資料				
	預金残高証明書又は融資証明書 ※ 許可要件の「財産的基礎」が他の資料により確認できない場合	●	●	●	●
	営業所の状況（県様式3～5）	○	○	○	○

メモ

- ① 申請に必要な書類については、表現の都合上省略している部分がありますので、詳細は建設業法施行規則等で確認してください。  
また、譲受人等が建設業者である場合、上記にかかわらず省略できる書類がありますので、申請先の庁舎にお尋ねください。
- ② 申請書類の作成に当たっては、認可申請書に係る記載例のほか、「許可申請書類の記載例」（P. 21～）や「必要書類の詳細」（P. 45～）を参考にしてください。

#### 4 承継後に提出が必要な書類

認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、次に掲げる書類を期限までに提出する必要があります。

##### (1) 承継の日から **2週間以内** に提出するもの

様式番号	名 称	申請区分			
		譲渡	合併	分割	相続
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○
	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況確認資料	○	○	○	○
	常勤役員等（経營業務管理責任者等）としての常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号イに該当する者について提出すること。	○	○	○	○
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料 ※ 規則第7条第1号ロに該当する者について提出すること。	○	○	○	○
	専任技術者の常勤性の確認資料	○	○	○	○

##### (2) 承継の日から **30日以内** に提出するもの

様式番号	名 称	申請区分	
		合併	分割
第20号	営業の沿革	合併により新設された法人の場合に必要な	分割承継法人が新設分割により設立された法人の場合に必要な
第20号の2	所属建設業者団体		
	商業登記法における登記事項証明書		

#### メモ

- ① 社会保険の適用事業所に係る届出は、事業承継の日から各法令で定められた期間内に提出する必要があるため、認可申請の時点では当該届出の提出を行う旨の誓約書（様式第22号の6又は様式第22号の11）を提出することになりますが、誓約したとおり届出の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取消事由に該当しますので注意してください。
- ② 常勤性の確認資料について期限までに提出することが困難な場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等が通知され次第、速やかに提出すること。





## < 5 その他 >

### 1 解体工事業の新設（平成28年6月1日施行）

平成26年の建設業法改正において建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、これまでとび・土工工事業に含まれていた工作物の解体が独立し、解体工事業として新設追加されました。これにより、解体工事における事故を予防し、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格を有する技術者を配置する必要があります。

#### (1) 解体工事業の新設に伴う経過措置

平成28年6月1日の改正法施行時点において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、令和元年5月31日までは解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができましたが、現在この経過措置は終了しており、解体工事業の許可が必要となっています。

#### (2) 解体工事業の技術者要件

改正法施行日時点でのとび・土工工事業の技術者要件を満たす者を、解体工事業の技術者とみなす経過措置は、令和3年6月30日をもって終了しました。

現在、解体工事業の専任技術者としての要件を満たす資格等は次のとおりです。

特定建設業（監理技術者）	一般建設業（主任技術者）
<ul style="list-style-type: none"><li>・一級土木施工管理技士※1</li><li>・一級建築施工管理技士※1</li><li>・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2</li><li>・主任技術者としての要件を満たす者のうち、指導監督的な実務経験を有するもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・監理技術者としての資格を有する者</li><li>・二級土木施工管理技士（土木）※1</li><li>・二級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1</li><li>・とび・とび工技能士（1級）</li><li>・とび・とび工技能士（2級）で合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者（平成15年度以前の合格者は1年以上）</li><li>・解体工事施工技士</li><li>・実務経験者</li></ul>

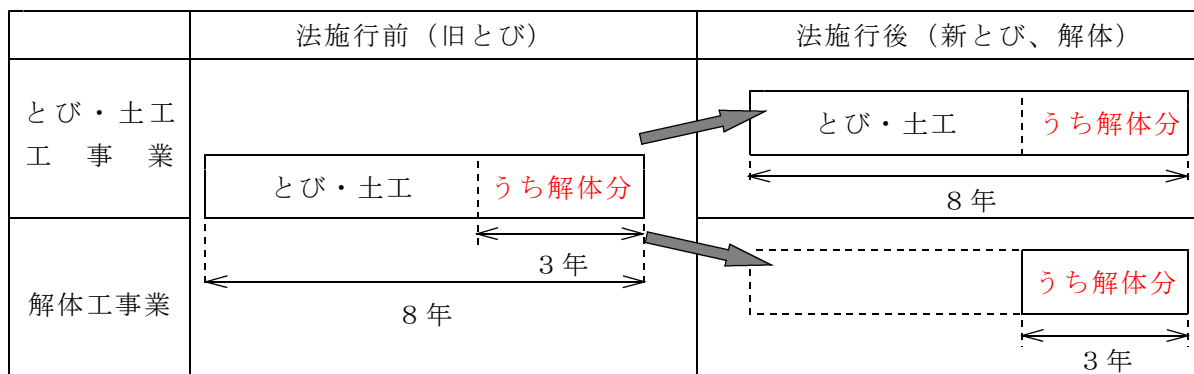
※1 平成27年度までの合格者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

#### (3) 実務経験年数の取扱い

① 新とび・土工工事業の実務経験年数は、旧とび・土工工事業の全ての実務経験年数とする。

② 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事業の実務経験年数のうち、解体工事に係る実務経験年数とする。



## 2 許可証明書の交付

許可証明書は、許可通知書の紛失等により現に建設業の許可を有していることを証明できない場合や、許可の更新の申請後、当該申請の処分がなされず、一時的に許可の効力が確認できない場合等に対応するため、申請に応じて発行しています。

### メモ

- ① 手数料として1通410円（徳島県収入証紙）が必要です。
- ② 証明は現在有効な許可についてのみ行います。

## 3 許可関係書類の閲覧

法13条の規定及び徳島県建設業者提出書類閲覧規則により、徳島県知事許可業者の許可関係書類を閲覧することができます。

### (1) 閲覧場所

主たる営業所を管轄する庁舎

### (2) 閲覧時間

開庁日の午前9時30分から午後4時30分まで

### (3) 手続

閲覧の際、閲覧簿に閲覧しようとする提出書類の件名、自己の住所、氏名等必要事項を記入してください。閲覧に係る費用は無料ですが、書類のコピーが必要な場合は、情報提供又は情報公開の手続をとってください。